

コロンボ計画

(コロンボ計画審議会報告書)

—1968年7月～1969年6月—

コロンボ計画事務局

1969年10月

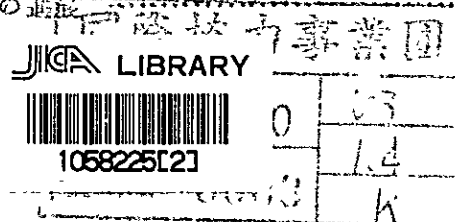
海外技術協力事業団

総務部

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 24	100
	36
登録No. 07670	KA

目 次

コロンボ計画の概要とその歩み	(1)
コロンボ計画の期間延長	(2)
技術協力審議会	(2)
第 1 章 序	1
域内活動	2
人口問題のアドバイザー	2
効果測定 — 事例 —	3
趨 勢	3
予 測	4
第 2 章 1968年の実績およびその趨勢	7
研修員および留学生	8
専 門 家	9
機 材	10
域内研修	10
支出総額	11
結 論	12
第 3 章 農業，漁業，林業に対するコロンボ計画	
援助の進捗状況	13
背 景	13
域内調査の進捗	14



	米	14
	小麦	17
	棉花	17
	換金穀物	18
	牛乳	19
	その他	19
	漁業	21
	林業	22
第4章	社会・経済開発における技術協力の事例	23
	工業および貿易	23
	電力および燃料	24
	機械工学	25
	運輸および通信	26
	医療および保健衛生	27
	教育	30
	行政	31
第5章	域内研修	33
	各国におけるセミナー	34
	シンガポールにおける討議	35
	科学者および技術者の移住（「頭脳流出」）	37
	公式訪問	38
	域内研修を阻害する要因	39
	域内研修の事例	40
	第3国研修	41

	「逆流」(訳注・域内国における域外先進国 要員の研修)	41
第 6 章	コロンボ計画の広報活動	43
	コロンボ計画に関する特別記事	43
	資料の供与	45
	コロンボ計画というテーマ	45
	出版物	46
	公式訪問	46
第 7 章	技術協力審議会および事務局	47
	審議会会議	47
	審議会メンバー	48
	事務局	48
	公式訪問	49
	審議会議長	51
	加盟国一覧表	52
附 録 I	1968年1月1日より12月31日までになされた研修 に関する一般的オファー	53
附 録 II	統計資料	56
	表1 要約	58
	表2～8 研修員	59
	表9～16 留学生	67
	表17～18 域内研修	75

表19～25	専 門 家	77
表26	機 材	84
表27～29	支出経費	85
表A	国連の専門家および研修	88
表B	通貨交換率	89

コロンボ計画の概要とその歩み

コロンボ計画は、今日の緻密な、科学的に計画された諸開発計画とは異り、総合的予測に立ったマスタープランではなかった。また英連邦の独立7ヶ国首相によって、1950年コロンボで開催された対外政策に関する会議の協議事項にもとづくものでもなかった。しかし、南および東南アジアにとって、経済開発が政治的独立達成後の緊急問題となった。

オーストラリアのSir Percy SpenderとセイロンのJ.R. Jayewardeneはそれぞれ、現状に必要なのは善意よりも行動であるという結論に達した。主として、この二人の著名な指導者の努力によって、英連邦7ヶ国首相会議は、この地域のニードを調査し、かつ新しく独立した国々の経済開発を援助するための協力、つまり国際的な協力が開始できるようなフレームワークを用意する委員会設立の提案を採択した。この提案は本質的には自助を促進する教義であり、かつてない新しい実験的試みであった。才二回目の会議は4ヶ月後にオーストラリアで開かれた才一回協議委員会であり、ここでコロンボ計画審議会と事務局設立の勧告がなされた。1950年7月の才二回協議委員会は、かのシドニー会議でなされた勧告を検討するためにロンドンにおいて開催された。これらの勧告は討論され、分析されて、いわゆる約100ページの報告書となって出された。この報告書は、その冒頭において「アジアの人民が貧困と飢餓の重圧を長い間感じていた。」だが、外部の援助なくしては、その生活水準を向上を果せ得ない、と指摘している。その経済上の改善については次のように述べている。「それは社会の安定に不可欠であり、自由社会構成の強化に必要であり、この地域の政治的安定はもちろん、世界の政治的安定も全てそうした経済発展にかかっている。自由社会存在の理想を強化するために、これ以上のものはない。」

当初より、加盟国間の協力と平等の理念が強調された。初めの計画はそのアプローチにおいてはマルチラテラルであったが、実施面では二国間方式(バ

イラテラル) が一般的となった。また、計画そのものは自己閉鎖的な国際開発機関というよりはむしろ、傘の形態をとるようになった。

コロンボ計画の期間延長

この計画の創設者達は明らかに計画の期間を慣例の5年より長い6年を選んで新軌軸を出したが、長期予想はもっていなかった。協議委員会はその後計画を3回、それぞれ5年として、1957年～1961年、1961年～1966年、1967年～1971年と延長した。これをさらに延長する問題は、1969年10月カナダのヴィクトリアにおける第20回協議委員会会議において考慮されよう。1950年のロンドン会議に引きつづく、加盟国の年次会議、いわゆる協議委員会は計画の進行状態を再検討するために、でき得れば、秋に開催されるべきことが合意された。本計画に対し、各国が強い関心をいただいていることは会議の各国代表が高いレベルであったことと、現在までに17ヶ国が加盟した事実を示されている。加盟国の表は41ページにある。会議は1965年を除いて、1950年以来、毎年開かれた。

技術協力審議会

計画の持続性を維持するために、「南および東南アジア技術協力審議会」が、計画が初めに生れたコロンボに設置されるように勧告された。この審議会は加盟国の代表から成り、年に少なくとも4回は会議を開く予定であった。実際には国家代表としてはセイロンにあるその国の外交代表が、その時々外部からの代表を加えて、出席する傾向にある。審議会は規約によって格付され、またその規約には事務局を主管する規定を含んでいる。計画の唯一の常設機構として業務を実施するため、コロンボに本部をもつ小事務局が設置され、2年毎に加盟国によって推選された者から、審議会が選んだ事務局長がそれを主宰する。事務局はこの計画のなかの技術援助計画に関連した統計を責任をもって、用意し、審議会に提出する。また、全体としてはコロンボ計画に関する情報を提供

する。1963年、事務局にはさらに域内訓練計画を開発する新たな責任が附加された。また、1967年から協議委員会に対する助言者としての業務を実施している。

この報告書は、1969年6月30日までに技術協力計画の下で実施した多くの活動を含み、1969年6月、コロンボにおいて、開催された技術協力審議会第105回政策部会で採択された。この会議に代表を派遣した加盟国はオーストラリア、英国、ビルマ、カナダ、セイロン、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モルディヴ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイ、米国等の政府であった。

第 1 章 序

- (1) このシリーズの才17回報告書は、本年（1969）10月カナダのヴィクトリアでの第20回会議において、協議委員会に提出される。この報告書において、審議会は過去の回顧と将来の予測の両面にわたって、その活動を記録しようとしており、また、主題別の最初の章をこの地域にとって致命的重要性を持つ主題、すなわち農業にさいている。
- (2) 恐らく、近年、審議회가コロボ計画に対し、おこなった唯一最大の貢献は過去1年間（1968～1969）を通して、加盟国に「形式と内容」（Form and Content）と題した文書を率先して回覧したことであった。それは年次協議委員会会議においてフォローされるべき事柄に関して、1967年のラングーン会議において討議された概要を述べている。その文章には、事務局長によって作成された原案を加盟国間に回覧し、それについて審議会に集まった各国のいくつかの意見も含まれている。
- (3) ソウルにおける「形式と内容」"Form and Content"の文書は全体を通じて討論され、そのサゼスチョンのあるものは採用されて、その中に収められた。主催国の協力で、これらは会議での議事手続の中に包括された。しかし、運営委員会がその重要な諸点を把握するまでにはかなり多くの時間を費したため、カナダのヴィクトリアでの次回会議にそれらを委ねることが決定された。一方、同時にその会議のアレンジについては主催国の自由裁量にまかせられた。
- (4) 審議会はソウルにおける運営委員会においておこなわれた討論に基づいて、才2の"Form and Content"を用意している。この文書には大きな未解決な問題、つまり、協議委員会会議の会期の短縮問題がとりあげられている。そして、ヴィクトリアにおける運営委員会が考慮すべき問題として8件の提案がなされている。

域内活動

(5) この地域における他の組織の活動と重複しない範囲内での域内活動の必要性とその価値は益々認識されつつある。

こうした方向のなかで、とくに重要なことは近年、コロンボ計画事務局へ二名の専門家が派遣されたことである。

(6) コロンボ計画事務局は、ILOがアジアのマンパワー計画を1970年に実施に移すことを宣言したかの1968年9月のILO地域会議（ILO Regional Conference）に代表を出席させた。ILO理事会議長はコロンボ計画事務局長への書簡の中で、この大きく且つ重要な試へのコロンボ計画事務局の協力を懇請した。協議委員会はそうした協力が可能となることを望んだ。同時にバンコクにおいてはILOのマンパワー本部が速かに設立された。

(7) 域内訓練に関してはこの年に新たなちよとした出来事があった。1967年12月のApi Lado氏の死以来のこの一年間、事務局は域内訓練のアドバイザーを欠いていた。1968年9月、パキスタンのIrshad H. Khan氏がその地位について、事務局長はこの分野での監督の責務から解放された。域内訓練を拡大するために払われた諸々の努力の詳細は第5章に含まれている。

人口問題のアドバイザー

(8) 米政府の寛大なとり計らいの結果、一名の人口問題専門家を2年間にわたって、事務局に出向させ、また1プロジェクトが全額米政府援助で賄われた。この人口問題のアドバイザーは事務局の中に本部を持ち、事務局から、最低限度の行政的援助を受けた。氏はすでに南および東南アジアにおける人口抑制計画にのっとった諸政府機関と話合っており、また、氏が開始した計画はこれら政府機関の心からの支持を受けた。設立されたこれら諸政府機関は家族計画器具の頒布とその実用に従事する。一方、「コロンボ計画人口問題アドバイザー」は「青年のための人口教育」(Population Education for Young People)という教育制度の中で専門知識の普及とその増進に努力しつつある。後者の面

は、学童に人口とその国の経済発展との関係を認識させることを試みるという比較的新しい発展である。しかし、それは家族計画の方法や性教育に関するものではない。

(9) 事務局の事業に対するその他の歓迎すべき貢献には英国政府による記者の派遣がある。報道分野における氏の貢献に関しては、第6章に要約されている。

効果測定一事例

(10) コロンボ計画下の開発物語を通じて全体を貫ぬいている主要な糸は技術協力であって、そして、それはコロンボ計画審議会に関係している。一方、他の構成要素である国家開発や資金援助等は協議委員会によって扱われている。数年間を通じて、開発を拡大し、促進するため、計画の範囲を若干変化させた。しかし、適切なる効果測定と研修計画の効果は来るべき数年間のうちに良好に実施されなければならない。

(11) 日本政府は、ソウルの協議委員会における技術協力委員会会議の開期中に、技術援助計画を再検討する目的で、1969年前半、東京において、セミナーを開催する計画のあることを声明した。そのセミナーは日本政府の全般的な財政援助の下に、5月18日から31日まで、東京で開催された。A I R T (域内訓練アドバイザー) が事務局を代表した。日本政府はこの方向でイニシアティブをとったことに対し、賛辞が与えられよう。他の域外諸国はそれら諸国の事例を考慮するようを望むであろう。

趨 勢

(12) 昨年以來、援助供与国の貢献が増加する見透しになったとはいえないが、にもかかわらず、農業生産の顕著な増加によって、域内の経済が発展する徴候がある。いみじくも名付けた「緑の革命」は今や配当を払い始めつつある。これまで、人口増加のために、多くの食糧を輸入する必要があると見られていた国々は、今やその輸入量を減じ、時には今後完全に輸入を止め得るのではないか

とさえ感じている。これは各国が食糧輸入から節約した資金を経済開発に投入することを可能にするのである。これは重要な一歩前進である。こうした趨勢は可能な如何なる処においても、維持され、かつ増加されなければならない。しかし、一方において、もし、人口の増加率が抑制されなければ、農業学者の全ての努力は徒勞に終るであろう。この厳然たる事実が、協議委員会の1967年ラングーン会議において、「コロombo地域の農産物の増産のため、資源の利用と活用」という特別議題において、強調された。

(13) 一方、昨年ソウルにおいて、この地域にとり、いま一つの致命的重要性を持つ主題である「輸出振興」は開発途上国からの輸出を最大にするための貴重な分析の基礎となった。

(14) 作業グループがみたところでは、韓国のような若干のアジアの開発途上国は満足すべき輸出成長率に達し得たが、全体として、この地域が開発途上世界でも後進地域であることを認識するという苦痛に満ちたものであった。

(15) 先進国において、この地域の数々の努力に対し援助しなければならないという認識は増大している。多くの先進国は近年、輸出振興の分野において、開発途上国に対し援助を拡大してきている。そうした援助には生産の改善、輸出製品の品質向上、輸出振興の訓練および専門業務を確立するための専門家の供給などがある。

(16) 全ての国が技術協力の原理を保証し、また、コロombo計画加盟国がその技術援助計画に関し、この原理面により大きな注意を払うよう示唆がなされた。

(17) 1950年にコロombo計画はその目的として、「この地域を世界貿易におけるキイポジションに復興する」ことをもくろんだが、それはたんにアジア諸国自身のためのみでなく、「多角的貿易に基づいた世界経済を拡大する。」ことを伸すためでもあった。

予 測

(18) きたるべきカナダのヴィクトリアにおける協議委員会の会議において、

コロンボ計画を継続するか否かの決定がなされるであろう。この計画が、1950年以来、南および東南アジアの経済開発に果たした貢献は十分満足すべきものであるといえる。莫大な資金が資本プロジェクトに投じられ、1000余名の専門家が派遣され、研修機関や研究所に対しては高価な機材が供与された。一方、50,000名以上が先進諸国で研修を受けた。こうした一連の進展はコロンボ計画が無かったら達成されなかったかも知れない。こうした成果があったにもかかわらず、1950年に存在した問題の多くはいまだ残されており、また、経済の発展は新しい、違った問題を生み出した。疑もなく協議委員会会議は決定を下す前に過去の記録にもとづいて、効果測定をおこない、将来において、コロンボ計画が果し得る役割を検討することを希望している。

(19) 1968年の協議委員会会議において、Rt. Hon. Reg Prentice、英国海外開発相はその挨拶でコロンボ計画とその将来について次のように述べた。

「今から丁度一年で、コロンボ計画は20才を迎える。これはまた『開発の10年』の最後の月とも一致する。それ故、この才19回協議委員会会議の機会は、達成した効果を自問するため過去を回顧し、未来を如何に描くかを考えるために将来を見つめるには良い機会であるように思われる。……」

しかし、1970年代のアジアの問題は1950年代にわれわれが知っていたものとは異なる。そして、各組織は存続するためにこうしたものに適応したものでなければならない。コロンボ計画の各会議の内容と形式の改善のため、過去1年間、多くの考えが出された。来るべき年にはさらに進んだ考えが出される必要がある。というのはコロンボ計画の将来について、1969年11月はわれわれは一つの決定をしなければならぬ時であって、われわれは確信をもって、われわれが今後進もうとするコースを描き得なければならない。」

(20) 20年という歳月は、10億人の福祉面で、驚くべき変化をもたらすには時間が短かすぎるのである。しかし、国際協力のユニークな形として、また才三期の開発の10年の途上にあつて、コロンボ計画は経済社会進歩の各分野

における南および東南アジアの諸条件を改善するのに大いに貢献している。

第 2 章 1968年の実績およびその趨勢

- (1) コロンボ計画の技術協力計画は国際開発援助努力の機構の中にきっちりと組み込まれてきた。それは、単に、この地域の近代工芸技術や専門技術の移殖を鼓舞する重要な役割を果たしたり、経済開発のペースを速めたりするだけでなく、地域的または国際的協力を育成する効果的方法としても認められている。
- (2) 南および東南アジアの開発途上国は変化に富んだ天然資源や異質な文化をもった多種多様な民族が存在するが、また、共通して一人当りの国民所得の低さ、資本の不足、豊富な人的資源等が見られる。したがって、まず、この地域における人的資源への投資がもつとも利益のあることが認識され、技術協力が高い優先度を与えられた。
- (3) 逆説的にいえば、技術援助の最終目標はその必要性をなくすことである。しかし、コロンボ計画を開始して、19年を経た今、その統計は技術援助計画が援助供与国によって、ますます優先度を与えられつつあることを示している。1968年中にコロンボ計画による技術協力支出経費は総額200.4百万ドルに達し、1967年の総額172.7百万ドルから16%増加した。コロンボ計画の開始時期からの累計額は1200百万ドルに達し、その内訳からいえば、18%が58,863名の研修員と留学生の受入のため、48%が12,025名の派遣専門家のために、また3.4%が訓練と研究用の機材のために費された。
- (4) OECDが発行した全世界的な統計によれば、1967年の技術援助は英国の二国間援助額の20.7%、米国のその16.5%、カナダのその13.6%、オーストラリアのその6.7%、日本のその3.2%を占め、前年より増加傾向を示した。
- (5) これは技術援助の失敗ではなく、成功の尺度を示すものである。何故なら、つまり、経済開発の過程では、もし、開発の趨勢が維持されるのなら、それに相応した技術援助に対し、新たな益々精緻な要求が生じるからである。
- (6) 1968年中に事務局を通して回覧した研修の一般的オフア-は附録1に

登載してある。

(7) 附Ⅱの表は当該年の諸活動の統計上の記録である。この年の統計表は次のよう新たな特色を取入れて、改定してある。

(i) 留学生に関する報告はユネスコの分類に合わせて、研修員から分離した。

(ii) 各種の研修、派遣の期間を計算に入れるため、研修員、留学生、専門家の人数と延人月数 (man-months) を報告した。

(iii) 国際的慣習に一致させるため、研修員と専門家の分類を訂正した。

いくつかの国は本年の「延人月数」の統計を提出できなかった。その結果、この年に供与された研修および専門家業務の延人月数の総計の全部を計量するには到らなかった。次年にはより完全な延人月数の統計が活用され得るようになることが望まれる。

研修員および留学生 (表2-16)

(8) 1968年には前年の6,845名に比して、6,534名の新規の研修員と留学生の研修がコロンボ計画の下で供与された。最大の供与国は米国であつて、全体の47%に当る3,045名の研修を供与した。日本(961名)は15%を占めて、第2位の供与国である。一方、英国(798名)は12%を占めて、それに次ぐ。日本は前年に比し、29%の増加を示した。韓国は1966~1967年にわたつて、マレーシアの2名に研修を実施したが、本年も引きつづいて、115名の研修を実施した。

(9) 研修員や留学生の最大な受益国は、タイ(1,412名)であり、次いで、インド(630名)、パキスタン(548名)である。

(10) 研修分野別によつて、研修を分析したものが表3に登載してある。

1968年の主な研修分野は、公共行政(1,022名)である。それは組織上あるいは経営管理上の問題が規模と複雑性を増加したため、それに桔抗し得るようになつて、訓練された要員、管理者、経営者に対する需要が増大していることを反映している。次いで重要なのは計画の開始時から高い優

先を受けている教育（987名）である。何故なら、教育はこの地域の莫大な人間の可能性を改善し、現実化させるための長い、高価な道程における重要な要素だからである。研修面の他の大きな分野はこの地域の大部分の国の国民総生産の最大部門を占める農業（964名）である。農業に対する継続した投資、さらに改善した農業技術の採用、および農業投入の普及応用に関する長年の技術協力は1968年中にわたって、豊かな利益をもたらした。

専門家（表19-25）

(11) 技術援助の基本的形態の一つが開発途上国への専門家の供給である。それらの業務は、資源の評量、新しいプロジェクトの初期段階における運営、可能性調査の実施、また新しい考えや新技術の普及と現地の要求にそれらを適応させて生産性の向上を図る等中核的重要性をもつ。

(12) この年は、前年の1,262名に比して、1,232名の新規専門家がこの地域に派遣された。これら専門家には養鶏科学や圧さく成型から、繊維技術やコンピューター科学に亘る広範な専門分野の技能者、行政官、教育学者、アドバイザー、実務要員が含まれる。

(13) 米国は前年の702名に比し、本年は430名の専門家を派遣した。しかし、この数字は全体の35%を占めて、依然として援助国の中ではリードしている。日本（236名）、インド（223名）は米国を除いた専門家の主要供給国である。

(14) 最多数の専門家の受入国はタイ（309名）、ネパール（221名）、インド（101名）であった。

(15) 専門家に対し、最も、需要の大きい分野は土木工事および通信（428名）の分野である。これらは社会・経済発展にとって、重要不可欠なインフラストラクチャーである。次に重要なのは生産を直接に圧迫している保健

（224名）と開発途上国経済の生命線であるところの農業（189名）である。

(16) 個人専門家が依然として、大きな役割を果たしている一方、総合的プロジェクトに関する仕事をするために、いろいろな訓練を受けた専門家チームを派遣する傾向が増大しているが、これは技術援助の効果を高めるものである。

機材(表26)

(17) 経済開発は、たんに技能あるマンパワーのみでなく、農業や工業の業務に近代技術を利用し、且つ、経済的参与の基礎を拡大するための制度上の枠組が必要である。それは、つまり技術援助の最も重要な機能は自立的経済成長に必要な技術を生み出すために各地の制度を強化し、準備することである。

(18) 1968年中の技術的機材に対する支出額は、前年の4.7.3百万ドルに比して、5.4百万ドルまで増加した。コロンボ計画の開始以来3.97百万ドルの技術機材が、専門家事業の支援として、また大学の学部、研究所、試験機関、技術研修機関、中小工業事業所、デモンストレーション・ファーム、協同組合、生産性モニター、その他それを通じて技術上の知識や技能を増進したり、普及したりするカギとなる機関等の発展のため供与された。

域内研修(表17および18)

(19) 域内研修はコロンボ計画の二つの基本原理—自助と多角援助—の現実の好例である。コロンボ計画地域は職人気質の豊かな伝統を有しており、また、この地域の諸国には研修施設として、さき得るような中級の技能をもった施設のある多くの地域がある。域内研修計画の下で研修の潜在性を開発することは、地域協力を勇気付け、また研修員に自国と同じ環境の下で、より低廉な費用で、より多くの研修を供与し得ること、同時に域外諸国の財源をより専門的で先練された研修に向けるという三つの目的に役立つのである。

(20) 1968年を通じて、域内国は全体の8.8%を占める577名の研修員と留学生に研修を実施した。加えて、1,020名の研修員が、米国の後援による才三國研修計画の下で域内国で研修を受けた。才三國研修の詳細は表18に

登録してある。

(21) 域内研修の主な援助国はインドで、域内研修全体の66%以上を占める383名の研修員と留学生の研修を供与した。この地域において最も急速に発展した国の一つである韓国はこの年115名の研修を供与し、才力の大きな供与国となった。他の域内供与国はシンガポール(37名)、パキスタン(21名)、マレーシア(11名)、セイロン(6名)、そしてフィリピン(4名)である。

(22) 域内研修の累計は表17に登録してある。コロンボ計画の開始以来、5,067名の研修が域内国によって供与されたが、これは同時期に供与された研修員の総数(58,863名)の8.6%を占める。

支出総額(表27-30)

(23) この年の三つの全形態の援助支出額は前年以上に増加し、200.4百万ドルを記録した。専門家に関する支出額は17.3百万ドルまで増加し、研修員のそれは2.6百万ドル、機材供与のそれは6.7百万ドルまでにそれぞれ増加した。

(24) 表27は供与国が技術援助の三つの分野間の技術的協力に関して支出を如何に割当ててきているかを示している。オーストラリア、英国、カナダ、インド、およびニュージーランドはその支出の大部分を研修員と留学生に向けている。一方、米国と日本は研修員よりも専門家や機材供与に対してより多額支出している。

(25) 表28には技術援助の地理上の配分が登録されている。援助の受取額と国の大きさとの間には重要な相関関係はないようである。OECDのある研究は国民総生産の成長率と一人当りの援助受取額との間に明確な相関関係が欠除していることを明らかにした。これは援助が経済開発にとって無関係であるというのではなく、むしろ、外国援助は、かりに現地に適切な資金や技能をもったマンパワーがなければ、開発にとって「魔法の杖」とはなり得ないことを示

している。

結 論

(26) 開発途上国のGNPを年平均5%の成長率にすることが1960～1970年のオーストラリア連邦の開発の10年の目的として設定された。この指標は、開発途上国がこの10年の後半において、その実施を改善した結果、全体としてこの目標に達し得る数字を示している。5%の成長率は目覚ましいものでないかも知れないが、それは、先進国からの資金および技術の援助を得て、開発途上国が正しい方向への持続的努力を推し進めることを勇気付ける確たるものである。

(27) この20年間に亘って、コロンボ計画援助の恩恵を受けてきている南および東南アジア地域は世界の他のいくつかの開発途上地域に比し、開発規模の占で相対的に高い。また、GNPの平均成長率は世界平均よりも若干高いようである。確固たる統計的資料はないが、1960年代が1950年代にくらべ、たとえば、この地域の開発計画、教育、農業生産性、工業の成長、人口管理の如き、基礎部門において、より大きな進歩を獲ち得たことは事実である。全体として、経済開発に関するこれら要素の長期的影響は相当なものであろうが、将来のより高い成長率を図るには過度な楽観は禁物であろう。

(28) 成長率の急速な増加はそれ自身、その進展のブレーキとなり、或は経済拡大をスローダウンさせる方向に働き、経済的緊張や社会的緊張を高めるかも知れない。そうした一時的な阻害は開発途上国側の建設的政策によって、打破されなければならないが、また、コロンボ計画もそれに対して安定的効果を持つ。何故なら、コロンボ計画の弾力性とその比較的な自主性は変化する開発の需要に応え得るものだからである。

第 3 章 農業、漁業、林業に対するコロンボ 計画援助の途捗状況

背景

(1) アジアのコロンボ計画地域の比較的大きな部分に立って、農業は人口の約 75% の生計の手段となり、また国民総生産の $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ の間を占めている。この地域の農業進歩の際立った特徴は、肥料供給の増加、灌漑の発達、農業機械の普及にともない、良好な種子および二期作の採用によって、多くの換金作物生産が不断に増加したことである。これら域内国の田園における、顕著な変化と激動は、インドからイランに及ぶ。それはインドやパキスタンという重要な国々を含み、まさに農業革命としかいいようのないものである。この田園の革命は或る諸国では他に比して、さらに進む。

(2) カナダ人農業専門家のあるチームは最近、仮に、インド農業における現在の趨勢が持続し、農民への価額も好ましく維持されるなら、インドが 1971 年までに食糧生産において、自給の目標に達するだろうということを認めている。Alberta にある大学の学部長に率いられた専門家達は、カナダの援助計画にもとづき、インドの食糧と農業開発を促進するについて、もっとも効果的にカナダの財源を用いる方法と方途を研究するため、昨秋、インドに送られたカナダ国際開発局機動隊の隊員達であった。その報告書はカナダの拡大計画と開発援助の実施に貴重な貢献をするといわれている。その専門家は、仮に、肥料のような農業投入のインドの生産が第 4 次 5 年計画の草案に基づいた目標に達するなら、またインド経済の中において、農業に対する優先度が維持され得るなら、1971 年までに、インドの増加する人口により十分な食糧を供給せんとする野心的計画を勇気付けるようなその成功を予測する報告をした。

(3) アジア開発銀行総裁、渡辺武氏は、1969 年の 4 月、農業に関する同銀行の地域セミナーの開会において、声明し、そこで氏は、アジア諸国では人口増加が食糧生産を峻駕しなくなることを、予測し得ると主張した。アジア開銀の首脳によれば、これら諸国はその食糧生産を増産し得る。何故なら、それら

諸国はより良好な作物の種子、肥料を使用してきたし、灌漑施設を増加してきたからである。一方、この声明は、自己満足を高めるものではないが、にもかかわらず、アジアのコロンボ計画地域の人口にとって、疑もなく、大きな意義をもつ。何故なら、それは、その地域の最高の重要性をもつ農業分野において、科学による発展が図られる新しい進歩した時代の入口に立った何百万の人々に喜びと救済を与えたからである。

域内調査の進展

米

(4) 米は主要農産物であり、この地域人口の大部分の主要食糧である。過去においては、旧式の伝統的方法、機械化と肥料の不足が生産を阻害していた。しかし、近年、長い間に亘って、経済成長が悲観的に緩慢であった多数の国において、その窮状を変え得るような稲作栽培の激的な変化があった。いくつかの国において、高い収穫をもたらす、移植による日本式水稲栽培方法が成功裏に適用されている。フィリピンにおいて、開発された高収量の種子もまた重要な貢献をなしつつある。1968年までに、インドネシア、パキスタン、インドにおいて、この米および小麦の新しい「奇跡」の種子が栽培された面積は事実上、0から400万ヘクタールまでに拡大した。インドネシアは、この新しい稲作栽培技術を過去2年前から導入したにすぎないが、すでにその栽培者は平年より4倍の収穫を上げたと声明している。フィリピンは1903年以来、初めてその主要食糧である米を自給した。セイロンは何年にも、米の必要量の60%を輸入していたが、新品種の耕地面積を拡張し、1968年までに、米の輸入量を（全需要食糧ではなく、需要米穀量の）25%までに減少するほど増収し、1970年代の中頃までには完全に自給することを望んでいる。インドにおいては主として、灌漑によって、米の生産は、1964年～'65年のピーク時より低いとはいえ、回復してきている。こうした喜ばしい発展があるにもかかわらず、アジアのコロンボ計画地域における米の供給の不安定さは依然と

して、基本的経済状勢の危険な要素の一つとなっている。

(5) 巨大な人口爆発をみている東パキスタンにとって、1平方マイル当りに2,000名近い人間を養わなければならない暗たんたる、現状にたえ得るために農業水準の向上、普及員の研修および開発研究が緊急に必要とされている。これらは米国の援助で建設された北部 Mymensingh の新しい農業大学の目的である。Mymensingh 大学はフィリピンの Los Banos にある国際稲研究所 (International Rice Research Institute) と業務協定をおこなっている。この研究所が革命的高収量の IR 8、「奇跡」の米の種子を開発したのであった。約500の米の品種がこの大学において、150エーカーの研究区画で試験を受けつつある。テキサスの A L M 大学から派遣された米国の専門家が Mymensingh で、そのスタッフに協力している。コロンボ計画の援助によって、Mymensingh 大学の100名以上の卒業生と大学スタッフが研修のため、英国、カナダ、米国、日本へ派遣された。

(6) 土壌化学、穀物の専門家を含むオーストラリアの農業専門家チームが中央タイに於て米の二期作品種の開発研究事業に参加している。従来、タイ中央部の肥沃な米作地帯に於ては、雨水にだけ依存していた。この研究事業は灌漑、種々の穀物及びより多くの農業投資を行なって、穀物生産の多様化を図ることを中心として行なっている。即ち、この事業の目的は、タイの米への依存度を出来るだけ少なくすることにある。このオーストラリア農業専門家チームは、土壌及び農地の状態をも調査検討することになっている。

(7) オーストラリアの食糧及び農業の分野に於けるセイロンへの援助は、セイロンの“緑の革命”に深遠な影響を与えている。これらの援助は、稲作研究所への機材供与及び米穀倉庫施設の調査のための専門家派遣を含む。多収穫の新品種、農業科学研究の成果のセイロン全域に亘る普及、及びより近代的な農業技術の導入により、セイロンの米の生産には大きな変化が起りつつある。セイロンの農家はかつては、低収穫の品種の栽培に満足していたが、今では、H 4、H 8及び I. R. 8のような多収穫の品種を栽培している。この“奇跡の米”はセ

イロンの米の問題を解決するものと思われる。

(8) Kandy 近郊にあるセイロン中央農業研究所は、多くの研究業務をかかえている。この研究所の熱心な研究陣は日夜及び休日ですえも穀物問題と取り組んでいる。二階建、Z字形のれんが及びコンクリート造りの建物が、オーストラリアの小麦粉の販売によって得られた資金によって新しく増築された。又器材がオーストラリアより供与された。同研究所のセイロン人昆虫学者教名がキャンベラで開かれた植物保護の会議に出席するために、オーストラリアを訪れた。

(9) ビルマ、セイロン、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン及びタイの研修員が、最近、穀物及び種子の貯蔵及び保管に関してオーストラリアで設けられた研修コースに参加した。オーストラリア政府対外関係省及び15の連邦及び州の関連機関が講義及び演示を行うと共に研修旅行を実施した。

(10) セイロンの米作地帯の中心部にある Maha-Illupallama にある乾燥農業研究所の研究室及びその他建物の建築及び同研究所への器材供与の援助を行なった。この研究所は、この地域に最も適した穀物の種類及びその最も効果的な栽培方法を見出すことをその業務とすることになる。

(11) 英国は西マレーシアの米作の機械化の分野に於て技術援助を行なっている。又、英国はインドネシアに対して、精米、貯蔵、農産物加工及び灌漑の専門家を送った。日本はインドネシア及びフィリピンの米作に技術援助を与えている。

(12) インドの Maharashtra 州のボンベイとブナ間のコポリ近郊にある日本、インド農場に於ては、インドの農民は新しい農業技術をとり入れるようになってきている。1965年にコポリに来た日本人専門家は、1エーカーの土地の収穫で相当な生活を営んでいる日本農民が行なっている近代的米作の実習を同農場で始めた。茎の短い IR 8 品種のように新しい米の品種が、フィリピン稲作研究所に於て開発され、台湾の新品種 Taichung Native 1 についても同研究所はフィリピンの土壌条件の下で実験研究を行なっている。インドの農家

は新品種の栽培により平均1エーカー当り1,800乃至2,500キログラムの収獲を得るものと予想される。インド品種の栽培による平均収獲高は1エーカー当り、1,000乃至1,200キログラムであった。コボリ農場は、1968年12月演示農場(デモンストレーション、ファーム)から普及農場に変えられ、Maharashtra州の各地域より派遣される農業普及員に対し、以前よりもより長期に亘って米の栽培技術についての訓練を与えることになった。

小 麦

(13) インド、パキスタン大陸に於ては好天候が幸いし、小麦の豊作がみられた。しかし、従来の収獲を上回るこの増収は、堅実な技術的進歩、即ち、多収穫品種の導入、より多くの肥料の使用及び改良農法等に負う所が大きいと云えよう。1967/68年期に於けるパキスタンの小麦の生産は1966/67年期の47.4増となっている。小麦栽培面積の大巾な拡大によって、イランは本年に入って実質的には小麦の輸出国となった。アフガニスタンに於ては小麦生産計画が強化促進され、同国の輸入小麦への依存をやめようとしている。又、アフガニスタン国民は小麦の自給自足という目標にいくらかの進歩を果しているかのようである。

(14) 米国は、北インドのLudhianaの産業都市にあるペンジヤブ農業大学に対し専門家の派遣を行なった。この大学の活躍の結果として、小麦栽培の新しい技術及び多収穫品種は現地の農民に非常に好評にとり入れられている。小麦が作づけされている耕地の約4分の1が多収穫品種によって耕作されたが、農民は新しい実験に非常に慣れその結果、この地域の4百万エーカーの約5分の4の土地に、この大学がメキシコのロックフェラー財団研究センターを通してとり寄せた品種からこの大学が開発した新しい品種の小麦を植えた。

棉 花

(15) 英国はタイ国のNokornsawan州のTak Faにある棉花開発センターの

建設に援助を与えて居り、高地農場の雨水育域による綿生産の拡充計画に支援を与えている。タイ国政府及び英国政府との間の協定により、ロンドンの海外開発省はこのプロジェクトの運営を行なつて居り、4名の専門家を派遣し、農場及びワークショップ及びすべての農場研修施設の建築費、少なくとも5人分の研修フェローシップ、すべての農業機械、ワーク・ショップ及び事務所の機材、及び当初使用分の肥料、殺虫剤、殺菌剤の供与を行なった。このセンターの目的は、この地域に於ける主要農産物である綿の有効な栽培方法を研究し、その方法を土地条件に合うような形で演示（デモンストレート）し、この方法を実施するために必要な技術研修を技能者及び農民に与え、綿花研修センターの設立に、入殖事業に関心を抱いているタイ国農務省及び他の政府機関に援助を与えることである。

換 金 穀 物

(16) 英国はネパールに高地農業の専門家一名とネパール東部のティー・エステートの修復のため数名の専門家を送った。又、英国は西マレーシアに対して、ココア産業、ゴム加工、椰子油生産、排水灌漑施設の開発のために技術援助を与えている。マレーシアに於ては、熱帯農業の分野に於ける研究が開発促進されている。インドに派遣された英国の専門家及びアドバイザーの中には、アッサム州のTeokaliにある紅茶研究所に配属された所長及び灌漑の専門家が居る。又、この紅茶研究所のインド人職員に対して英国に於て研修が行なわれ、又、器材も供与された。

(17) 英国のコンサルタント会社が、Uda Walawe プロジェクトの土地利用について、セイロン政府に対して報告書を作成提出した。椰子の木に害を与える枯れ葉病対策のための援助が与えられている。

(18) 西パキスタンの植物保護局で、英国の専門家が殺虫剤の残留及びとん跡分析についての指導を行なっている。又、一名の農業経済学者が西パキスタン農業開発公社にアドバイザーとして指導して居り、改良農法を遠隔地方でPR

するため4台の巡回映画用自動車は東パキスタン農業開発公社の広報局に寄贈された。英国のコンサルタント会社が、インダス河下流の塩分及び浸入の問題に関する報告書を作成中である。

牛 乳

(19) ニューゼーランドはセイロンに対して、コロombo牛乳計画の拡充及び Polonnaruwa 濃縮ミルク会社の設立に援助を与えている。専門家、留学生及び研修員等によるニューゼーランドのインドへの技術援助はアナンダ、ボンベイ及び Karnal にある国立酪農研究所等に於ける牛乳の集配を含む酪農開発に関連するプロジェクト中心に行なわれて来た。

(20) ニューゼーランドの無償供与により購入した牛乳処理機及び冷凍工場も又西パキスタンの Thal 地方の共和国畜産農場に設けられた。

そ の 他

(21) 人的交流及び機材供与による農業分野に於ける援助がフィリピンに対して行なわれている。タイ国は、Khon Kaen 大学の農学部創設及び Khon Kaen 地方に畜産演習農場の設立のためにニューゼーランドより技術援助を受けている。ニューゼーランドは、ヴェトナムに対しては国立微生物研究所の獣医学研究室に機材の供与がなされた。

(22) ニューゼーランドはインドネシアのメダン大学農学部に対して、専門家の派遣と技術文献の送付をした。又、ラオスに対しては、家畜衛生の改良を援助するために巡回獣医班を派遣した。マレーシアのニューゼーランド村土地改良及び入殖計画にも技術協力が行なわれた。ニューゼーランドの測量技師は継続して測量技術研修及び土地改良事業でマレーシア当局に援助を与えている。

(23) 日本は、その通常の技術協力事業を通じて、コロombo計画各国の農業開発に協力している。更に、農業協力及び一次産品開発事業により、日本はカンボディア及びインドネシアのとうもろこし(メイズ)開発及びタイ国のケナフ

及び油種子開発のような農業開発プロジェクトに援助を与えている。日本はインドに8つの演示農場（デモンストレーション、ファーム）を設置し、専門家及び機材供与を行なった。これらの内、4つの農場は、専門家及び機材の追加補充によって普及農場に再編成された。農業の最高権威の専門家からなる日本の研究調査団が、セイロンの現地当局との緊密な協力体制の下に総合農業調査を行なった。この調査団は、農業、土壌、灌漑の各分野の権威である東京大学の6名の教授をも含む。

(24) オーストラリアは円形及び“のみ”型のすきから成る農業器具の供与を行なった。ビルマに於ては、ジユートの類別及び荷作り、果樹栽培及び農業のその他の分野についての指導を行い、一方、多くのビルマ研修員が英国に於て設けられた農業研修コースに参加した。英国開発省よりラングーン大学の植物学科に対して獣医学用の機材の供与を行なった。又、他の機材は Shan 州、ビルマ中央政府資源局、及び Kachin 州の農業研究所の果樹栽培開発事業に供与された。

フィリピン大学の漁業学科に於ける研修のため、フィリピンは2名のビルマ研修員に研修フェローシップを与えた。

(25) インドの Budni にあるトラクター研修及び試験場、Bhavanagar にある中央塩研究所及び中央水資源及び電力研究所に対して、英国の機材の供与がなされた。

(26) 域内の殆んどすべての加盟国政府は農民に対する肥料及び改良種子の供給を確保した。例えば、インドに於ては、1966～67年の間に、輸入及び国内生産が伸びた結果、窒素肥料の投入が60パーセント近くも増えた。

(27) 域内に於ては、コロンボ計画諸国の393名の研修員に対して、農業、林業及び漁業開発の分野に於て著るしい貢献をした。これらの研修員の内訳は、174名がネパール、75名がタイ、41名がアフガニスタン、41名がフィリピン、28名がセイロン、19名がマレーシア、8名が韓国、ビルマより3名、そしてインドネシアとヴェトナムから夫々2名ずつとなっている。これら

の研修員が研修を受けた研究所の中には、Dehra Dun にある林業研究所及び大学、Coimbatore にある南部林業レインチャー大学、Ludhiana と Udaipur にある農業大学、ニュー・デリーのインド農業研究所、ボンベイの漁業教育中央研究所及び Cuttack の中央稲作研究所等に於て研修を受けた。インドは、セイロンの牛乳補給事情の改善のために、1,000頭の水牛を供与した。13名のインド人専門家が各国に派遣された。インドの専門家がアフガニスタンに於ては農業統計の分野に於て、又、マレーシアには林業の分野に於て活躍している。過去に於ては、モルデブでは土壌調査、ラオスに於ては酪農開発の分野に於てインド人専門家が指導に当たった。

漁 業

(28) 海及び内陸水の食糧源、即ち、域内諸国に於ける食生活の改善及び収入レベルの改善には、農業全体の発展という観点からみた場合、その貢献度は少なからざるものがある。漁業の分野に於ける開発は大型漁船の使用、小型動力船の導入、現地船の機械化、研修施設の確立、漁業協同組合の設立及び運営等をも含む。セイロン、パキスタン及びシンガポールには近代的な漁港が建設された。

(29) セイロンに於けるカナダの大型プロジェクトの一つは、漁獲高の増収、市場施設の改良等により、セイロン国民の深刻な蛋白質不足の解消を狙っている Mutwal 漁業開発プロジェクトである。近代的な冷凍貯蔵庫及び副産物加工工場の建設及び漁船の機械化、すぐれた漁港及び冷凍貯蔵庫に隣接する防波堤の建設等を行うための技術援助がなされた。Mutwal 冷凍貯蔵庫は既に相当な利益を与えている。現在、この冷凍庫はセイロン漁業公社が使用したトロール船の水揚げしたすべての魚を受け入れている。この漁業公社は、39隻の11トンモーター付漁船団を有し、これらの漁船は操業者に貸与されている。一方、セイロンに於けるカナダの漁業プロジェクトはセイロン政府漁業省の行政、研究及び経済社会開発プロジェクトにも及び、その主要分野に於けるスタッフを

増員した。又、現地の職員をしてカナダの専門家にとって代らせる動きは、海洋生物等、漁業産品微生物等、実験漁業、冷凍及び協同組合の分野にまで及んでいる。漁業開発のこの大膽なパイオニア精神に基づいたプロジェクトにより、印度洋で操業するセイロン漁民は、貧困を脱却し、繁栄を得るがために近代的漁法を用いつつある。

(30) シンガポールに研究部門、タイ国に研修部門を持つ東南アジア漁業開発センターは、域内に於ける漁業の発達を早める役割をするものと思われる。日本政府は南西海区水産試験場長を含む2名の淡水漁業専門家を派遣している。日本政府は、域内よりの研修員のための、水産及び淡水魚増殖の研修コースを開設している。フィリピンは、日本の水産庁に職業教育省の教育専門官1名、フィリピン開発銀行の養魚池建設融資コンサルタント、及び漁業委員の漁業専門技官を派遣した。

林 業

(31) 現存の原始林への接近性を拡大し、林業生産性を向上させ、森林プランテーションを創設する天然森林政策開発の一環としてなされている努力は、この地域に於ける森林開発に関する教育に向けられて来た。

(32) インドのBaroda理学科修士大学は、医学用植物をGujaret森林地帯に栽培する5ヶ年計画の調査を行なっている。このプロジェクトは、同大学の植物学科のインド人主任教授の指導の下に、米国農務省農業研究部のアメリカ人科学者との協力の下に実施されている。

(33) セイロンの森林技官1名が、英国のオックスフォードにある森林研究所の修士コースに入って研修を受けている。彼の特別研究課題はセイロンの不毛地帯に松の木を栽培することである。

(34) 以上の事例は決して完全なかつ全体を紹介するものではないが、コロンボ計画が、南アジア及び東南アジアの農業、漁業及び林業の進歩のために援助を与えている分野について包括的な説明を与えているものと思われる。

第 4 章 社会・経済開発における技術協力の事例

(1) コロンボ計画技術協力機構により実施されている開発計画の中で成功しているものゝ本質は、援助国と被援助国間の協調である。研修員、専門家派遣、機材供与等によって、先進国と後進国間の経済的ギャップを埋めるためのコロンボ計画技術援助は、経済的、政治的安定を維持するために貢献しているものと云えよう。この意味に於いて、コロンボ計画の援助国と被援助国がいかにして結びつき、又、効果ある形で協力するかと云う問題を含む謂わゆる（援助関係）は非常な重要性を帯びてきている。本章に於いては、コロンボ計画域内に於いて過去 1 ケ年に於いて始められ又、実施された技術協力の中で、経済社会開発のために役立つ特異な例が紹介されている。

工業及び貿易

(2) 工業分野については、域内の数多い国々に於いて特に重工業分野に於ける拡大が見られた。鉄鋼及びセメント生産のような基幹産業は、ローカルな産物の増産と共に伸びている。第一次産品の輸出、即ち、低開発国の一次産品輸出が少ないという後進諸国共通にみられる不平は、貿易の諸条件が一次産品の輸出に不利の方向に移行して居り、その結果彼等の資源を工業雇用に移行させねばならないということである。

(3) インドネシアの塩業についての全般的な調査が、英国の援助によって実施されている。本調査の目的は、インドネシアの製塩業が直面している短期的問題を究明し、塩を原料とする化学工業部門への民間投資家の興味を引くようなプロジェクトを見いだすことにある。又、英国のコンサルタントの一行がインドネシア政府の製塩施設、販売及び流通に関連した諸問題及び輸出への観点からの品質改良の問題について調査中である。

(4) インドとアメリカの合併事業が広範囲に亘たる工作器械を製造している。インドの工作機械会社に対して援助を行なっているカルカッタのバード機械会

社と、アメリカのマクナリー・ピッフバーグ製造会社との間の協定により、石炭洗鉱機及び、材料処理工場の建設及び、多岐に亘たる工業技術をアメリカの専門家がインド側に与えている。

(5) タイの貿易局長が、ニュージーランドに於いて開かれた電気配線標準に関する研修コースに参加した。

(6) インドに於いて米国の専門家が、アハメッド・アバド織物工業研究協会 (A T I R A) に対し " Wash-and-Wear " の本綿織物の開発のための技術援助を行なっている。

(7) 又、米国はインドの一企業に対して、年間2百万本の蛍光灯の生産施設の拡充のための技術援助を行なっている。米、印の協定により、米国のゼネラル・エレクトリックがバンガロールのマイソール・ランプ株式会社に対して、一般用電燈、蛍光灯、ミニ電燈、自動車用ランプ、写真フラッシュ用ランプ、水銀燈及び、それらの部品についての技術指導を行なっている。

(8) セイロン皮革製造公社に対して英国の専門家が新しい製皮所の機器据え付け及び、皮革なめしの近代技術についての技術指導を行なって居り、同公社の製靴工場及び、国内市場の需要を満たし、セイロンで入手する原料から作る完成皮革品の品質を改良するものである。

電力及び燃料

(9) 電力は工業発達にとっては欠くべからざるものである。幸いにも電力は、電力それ自体或は発電に必要な燃料或は施設を有していない地域にも送ることが出来、その地域に於ける原料加に使用することが出来る。

(10) パキスタンはカナダから電力開発の諸分野に於いて技術援助を受けている。カナダの技術者の指導の下でカナダの機材を使用して建設された、送電を含む Sind 河上流火力発電所は、その操作及び、保守のための技術援助を引き続いてカナダから受けている。Goalpara—Fshurdi 間及び、Siddhirganj—Sylhet 間の送電線はカナダの材料を使いカナダ人技術者により設計、

建設された送電系統であり、これらのカナダ人技師は同系統の操作及び、保守についての研修を実施している。カナダは又、Jamuna河を横切る東西両パキスタンの連結送電施設の建設にも援助を与えて居り、これは、東西両パキスタンの送電線系統を一つに統一するものである。Kanuppの原子力発電所は、カナダの原子力発電所をその原型として居り、カラチ地域への電力供給のためにカナダの会社によって設計、建設及び、機材調達がなされたものである。

(11) カナダは、インドのケララ州で建設中のIddikki水力発電所に対して今尚援助を行なっている。又セイロンのMaskeliya Dya計画に対してもカナダの技術援助がなされている。

(12) 東北タイのLamdomnoi計画は、日本の技術援助によりタイ国国家エネルギー委員会が実施しているLamdomnoi河ダム建設と併行して実施されている。タイ国のYanhee電力委員会は、メコン河支流Quae YaiにあるQuae Yai河計画開発のために、日本より援助を受けている。

機 械 工 学

(13) 現地に於ける適当な技術スタッフの欠乏のため、機械工学分野に於ける投資には常に種々の困難が伴う。この観点から云えば、コロombo計画域内に於ける機械工学の分野に於ける研修は緊急の事柄である。そのため、海外研修につけ加えて、域内開発途上国に於ける技師及び技能者の訓練に多くの国々が援助を与えている。

(14) インドネシアに於ける土木工学分野に於いてニュージーランドは援助を与えている。バンドンにある公共事業省土壌工学ハイウェイ研究所に於いて、土木工学工事の基礎工事に必要な調査及び実験を実施するニュージーランドの専門家が非常に重要な業務に従事している。ニュージーランドは韓国の高山植物研究所長に高山植物に関する研修を与えた。マレーシアからの製図技師がウエリントン工業科学研究所に於いて地質図表作成の研修を行なっている。

(15) 英国及び日本は、パキスタンの新しい首都Islamabadの開発を行うパ

キスタン首都開発委員会の技師に対する技術指導のため土地測量の専門家を派遣した。

(16) セイロンの Galgmuwa にあるセイロン灌漑研修所は、セイロン最大の Mahaweli Ganga 河の流域の灌漑計画に於いて重要な役割を果たしている。この研修所は英国海外開発省より測量及び、製図器材の供与を受けた。これらの供与器材は測量技師及び、技師補の研修に使われて居り、これらの技術スタッフは研修終了後、灌漑土木工事に関連した野外調査に従事することになっている。

運輸および通信

(17) 十分な運輸施設の欠除が総合的な産業経済の発達の外要因となっていることは疑いの余地のない所である。域内諸国に於て、鉄道、道路、水路及び空港の大規模な建設が行なわれている。同様な重要性で考えられているのは、急速な経済発展のために必要なラジオ及び電気通信等のマス・メディアの量的質的発達である。

(18) セイロン航空 (Air Ceylon) が英国より Trident 1E 機を購入するための契約に引き続いて、英国海外開発省はセイロンの要請に応じて、セイロン航空の機械工学、運営、経理及び商業経営部門に於ける技術指導を行うために、4名の航空事業専門家を派遣することにした。

(19) カナダ政府の援助によるセイロン Kufunayake 空港の滑走路及びターミナルの建設に伴い、カナダは空港管理の専門家を派遣し、且つ同空港ターミナルの維持管理の技術指導を行なうため、モントリオール空港管理者をセイロンに派遣した。

(20) オーストラリアは韓国に対して、韓国の自然条件に適した港湾開発及び埋立て工事用の浚渫機 (dredge) の供与をした。この浚渫機の初仕事は韓国の首都ソウル市の外港である仁川港の Wet dock-side の浚渫である。

オーストラリアはビルマに対して、100輛の貨車の供与をした。内、70

輛は木材の輸送に、10輛は石油製品の輸送に使われるものであり、又、20輛は一般物資或は木材の輸送の双方に使用できる連結プラットフォーム貨車である。

(21) ラオスに対するBBCの援助の一環として、ラオスの国営ラジオ放送(National Radio Networks)へ番組製作の専門家が一名派遣された。この専門家の業務はニュース・政治論評関係も扱うが、主として一般番組のより高度な企画及び製作を行うことである。

タイ国のNondhaburiに1960年に設立された電気通信センターでは、6名の日本人専門家がタイの電気通信機関の技術者、及び電話交換、搬送、マイクロウエーブ、無線通信、テレビ・ラジオ放送各部門から派遣された技術者の研修を行なっている。

医療及び保健衛生

(22) 比較的人口の少ない諸国に於てさえも、際限のない人口増加は、その国の国民のみならず、経済発展にも重大な影響を与えている。いくつかの域内加盟国に於ける嬰兒及び産婦の高い死亡率は、母子の保健衛生の改善によってのみ克服できる問題である。貧困の中の大家族はその苦しみをより深刻なものにし、度重なる出産は母親の健康を害ね、又、子供達は栄養不良と不十分な医療とから苦しむことになる。

(23) インド統計研究所は人口統計及び人口調整方法の効果に関する分析、行動及び交通と家族計画との関係等に関する研究プロジェクトを引き続いて実施している。特にこの分野に於ては著名であり、しかもインドの事情について経験の深いロンドン大学の社会学教授が、インド統計研究所に於て統計学の指導を行なった。

(24) ボンベイのインドがん協会が行なっている3ヶ年計画の研究事業に従事しているインドの研究員グループに対して、米国は技術援助を行なっている。これは、Greater Bombay病院及びMaharashtraに於けるがんの伝播の症

例についての明瞭な概念を与え、それによって、ボンベイ地域の医師がこの恐ろしい病気に対して、より効果的にとり組むことができるようにすることである。

米国のコンサルタントの援助を得て、インドの外科専門の助教授がリーダーとなって、インド医師団がクリスチャン医科大学及びその附属病院に於て、僧帽弁移植及び心臓弁の交換についての実験を行なっている。

(25) ヴェトナムに於ては、ニュージーランドの技術援助のスタッフ21名の内18名が、Qui NhonにあるBin Dinh 州立病院に外科医師団として所属し、医療協力を継続して実施して、本年で才六年目を迎えた。この外科医師団は、結核、ペスト及びコレラのような伝染病に苦しむ避難民の治療に奉仕と犠牲的精神とをもってやってきて、その実績は広く尊敬されている。これらの伝染病の克服は、診察及び予防について十分な訓練を積んだ公衆衛生の専門家の努力によってのみなされる。この外科医師団のベトナム側のメンバーの1人が、ニュージーランドの幾つかの病院に於て病院経営管理の研修を行なった。ベトナムでは、軍属の医療に当る軍医療団及びニュージーランド赤十字厚生チームが活躍している。

(26) 世界で最も伝染力の強い病気の原因となる4種類のウイルスを発見するための所要時間を出来るだけ短くする新しい方法が、カナダ留学中のパキスタン医学生によって開発された。これら4種類のウイルスは、インフルエンザ、灰白髄炎、種痘及び感冒のような病気をひき起す原因となっている。このパキスタン医学生によって開発された新技術によれば、4~5時間程度で、ウイルスの正確な診察ができるようになる。

(27) ヴェトナムで実施されているカナダの医療プロジェクトの中には、サイゴン北方350マイルの地点にあるQuang Ngai 結核診療所がある。この診療所ではカナダの医療専門家がベトナム国民の緊急に必要な医療について研究を行なっている。ベトナムの子供達に対する小児まひ免疫計画は既に実施されて居り、カナダはサイゴンより北方約250マイルにあるQui Nhonの身体障

害者リハビリテーション・センターの建築、器材供与及び専門家の派遣等の援助を行なっている。

カナダは又、避難民のためにサイゴン市に住宅施設を建築供与した。

(28) サイゴンの児童病院に於ては、大型の英国医療チームが活躍している。このチームは小児科及び外科のコンサルタント、一般医師、看護婦、レントゲン技師及び研究室技士を含んでいる。このプロジェクトの重要な役割の一つは、ベトナムの医師及び看護スタッフに小児科医学に関する近代的技術を伝授することである。これと併行して、X線施設1セット及び10万ポンドに相当する医療及外科機材が一緒に供与された。

(29) オーストラリアの外科チームが働いている病院において、外科医を訓練するための訓練計画がベトナム政府によって実施されている。サイゴン医科大学から選抜された医学生が、Vung Tau, Bien Hoa 及び Long Xuyen で活躍しているオーストラリアチームを含む外国医療チームが働いている8つの病院に配属されている。

(30) フィリピンに於ては、ケソン市に在るフィリピン大学医学部物理療法学科は、B.Sc (理学士) の資格を取得できる4年コースを開設しているが、英国の Bath にある物理療法大学から派遣された教授1名がフィリピン大学医学部に配属され、フィリピン医学生に理論及び実習の指導、附属病院及び国立整形病院のインターンの臨床指導、カリキュラムの改善及び物理療法学科の組織及び運営に関しての指導を行なっている。

(31) 1968年7月、日本の心臓外科の最高権威の一人である大学教授をリーダーとする日本の医療専門家チームが、インドネシア大学の心臓研究所に派遣され、日本から供与された医療機材を駆使してインドネシアの外科医に、心臓切開手術の演示(デモンストレーション)を行なった。

(32) バンコックの熱帯医学研究所とは、英国は永年に亘り協力体制を保っている。現在1名の熱帯医学コンサルタントが栄養の相互作用及び特に東北タイ地域に於ける熱帯病伝染について研究及び、同研究所の博士課程学生への指導

にあっている。

英国の生物化学の専門家が、同研究所の生物化学科の設立及びタイ国スタッフの教育指導にあっている。多額にのぼる科学研究機材が、タイ国のみならず、他の東南アジア諸国よりの熱帯医学及び衛生学の博士課程及び修士課程の学生の研究機材として供与された。

(33) ビルマ政府の要請に応じて、インドは23万ルピー相当の測量機材を供与した。英国の専門家及び機材が、ビルマのラングーン総合病院、医科大学及び歯科研究所に派遣供与された。

教 育

(34) ほとんどすべての開発途上国に於て訓練された人材が必要とされている。この人材不足を是正する努力は殆んどの国々に於てなされつつあるが、最も必要とされているのは教育である。

(35) ニュージーランドのアジアに於ける教育開発への最も大きな貢献は東マレーシアへの教育援助事業である。東マレーシアの教育大学及び職業訓練学校の建設及び機材供与は1968年に完了した。これらの教育機関の一部にニュージーランドのコロンボ計画専門家が配属されている。ニュージーランドのDunedin 工芸学校及びPetone の中央技能研究所はサラワクよりの3名の職業指導教師及びサバよりの1名の水量計記録技師及び1名の事務職員を含むマレーシアの研修員一行に職業教育の研修を行なった。

(36) マレーシアの53の学校がカナダより、急速に拡充されつつあるマレーシア技術教育計画に必要な数千の道具及び数百台の機械を含む作業機材を供与された。この技術教育事業の援助のために、直接的間接的にこの教育計画と関連した業務の指導を行うために、カナダの専門家が派遣された。

(37) タイ国の教育開発の援助のためにも、カナダの機材が供与された。この機材供与により、タイ国政府は一つの学校の機材設備を行うことができ、又、タイ国内20の学校を従来の一般教育学校から、一般教育と職業教育とが並行

してできる総合学校に形を変えることができる。

(38) オーストラリア、英国及びニュージーランドは、ビルマのラングーン技術高等学校建設プロジェクトに対して、器材と建物の一部の供与をした。ニュージーランドの供与である建物の供与とは、作業室、会議場、教室、事務室、学生用の寮及び職員宿舎である。英国はラングーンの外国語学院に対して、2名の講師派遣と図書及び器材の供与をした。

行 政

(39) 域内諸国の急速なしかも秩序ある進歩のためには、しっかりと行政組織は欠くべからざるものであるが、しかし多くの国に於ける現存の行政機構は効率が悪く、テンポの早まってくる経済社会開発とかみ合わない点が諸々に見受けられる。

(40) マレーシアの政府職員研修センター所長がニュージーランドの人事委員会 (State Service Commission) に於て職員研修方法についての研修を受けた。マレーシア政府の倉庫及び契約部長及び倉庫局次長が、ニュージーランド政府の倉庫局に於て倉庫貯蔵行政の研修を受けた。ニュージーランドは、マレーシアの産業仲裁裁判所の所長及び事務局長に、ニュージーランドの産業仲裁裁判所の視察研修の便宜を与えた。

(41) シンガポールでは、シンガポール警察職員の研修、選抜及び昇進制度について、警察人材管理の英国専門家が検討を加えている。この専門家は、近代的な人材管理の観点に照らし合せて、シンガポール警察職員制度に関する勧告を行う予定になっている。

(42) 英国海外開発省の依頼により、Sussex大学の開発研究所々長が、経済計画の策定及び特にセイロン政府計画省及び経済省が設立を望んでいる開発研究センターについての指導を与えるためセイロンを訪れた。

(43) 現在或は将来の非常に複雑な統計需要を処理しなければならない。パキスタンのカラチの中央統計局にコンピューター施設を設置するために、カナダ

は援助を与えている。同センターに対して、カナダは既にIBM 360式コンピュータ1台を供与した。多くの自動資料加工機材（ICT）が英国によって、西パキスタンのPANSDOCに科学情報の蒐集と収復のために供与された。

(44) 米国はインドネシアの行政制度改善に援助するために、研修補佐官及び事業計画運営担当官夫々1名をインドネシアに派遣した。韓国よりの要請に応じて、車輛機材の調達及び機材の修理を含む車輛の保守及び補給に関する指導を行うため公共安全の専門家を派遣すべく人選を行なった。社会事業の分野に於ては、米国は開発担当官を1名韓国に派遣した。この専門家は村落開発の専門家グループによって実施されている現地プロジェクトの遂行の指導にあたることになっている。

第 5 章 域 内 研 修

- (1) 世界の諸国民にとって、第 2 次世界大戦後の職業、産業上の諸変化ほどに大きな変革に直面したことは史上かつてなかった。今日われわれが直面しているこの技術的、社会的、経済的諸変化が起因となって、過去 20 年の長さにもわたって改善の努力が積み重ねられてきたにも拘らず、とりわけ新興工業諸国では科学技術ギャップは依然拡がるばかりであり、こうした国々における人的資源の開発問題に著しく関心が高まってきている。
- (2) コロンボ計画は、域内諸国のこのギャップと急速な経済成長達成の必要性に刮目しながら、エンジニアリング、工業、食糧および農業、保健、教育、行政その他の分野における 5,000 人以上にのぼる人間の訓練開発経費約 12 億ドルを含む総額 250 億ドル以上に達する技術資金援助を供給してきた。
- (3) 急速に増大しつつある域内諸国の技術教育と技能マンパワーの需要を充たすには、国民を域外先進諸国に送るだけでは不十分であり、そこでその需要の大きな部分にミートさせるための挑戦は域内国自身内部に適切な訓練施設を設置することによって効率よくなされうるとされた。そして国家計画が不十分であるところの選定地域での域内諸国間における訓練研修機会との交換が上記のアプローチへの必要な追加物として考えられた。
- (4) かりに、技術者としての訓練に先立って個々人の基礎的な教育実績に重点が置かれなない場合には、技術者の訓練開発も不完全なものとならざるを得ない。ある特定の知識ないし技術を取得させるだけでは、仕事の成功の基礎となる物質的・精神的満足を各人に与えるには不十分といえよう。
- (5) 急速な技術的、科学的、社会的変化の進行している世界においては、あらゆるレベルの被雇用者の思考、行動、技術、知識、態度などに関する現行の慣習について絶えず再検討を行ない、発展させて、職業の流動性が正しく確保されるようにする必要がある。爾来、「教育を受けていないものは訓練がうけられず、訓練されていないものは雇用されない」といわれてきた。明日の技術者

たちが彼らの仕事に有効たりうるには、数学と自然諸科学における一般教育および関連教育の質的側面が十二分に発展させられねばならない。

(6) したがって、技術教育者の研修を目的に、国家計画や地域計画においては、近い将来、関係国にとって重要な意義をもつようになる開発のこの側面やそこに含まれる組織の生産性、さらにはなかならず各人の尊い職業における個人的目標と各個人の希望の満足のいく達成などがとくに重視されるべきであろう。

(7) 今日域内の国々によってそれらの国民に提供されるこの研修は相当の進歩を遂げてきてはいるが、他方域内研修プログラムについては今日望ましい“はずみ”をつけることが待たれている。

(8) 域内技術者研修計画を通じて事務局が果たした役割は促進的なものであり、職業技術訓練計画の企画、実行に係わりをもつ人々や政府の態度に望ましい変化をもたらして満足のいく成功をもたらしていることはこれまで組織された National Seminars や Regional Colloquium で明らかにされている。

各国におけるセミナー (National Seminars)

(9) コロンボ計画地域の国々はそれぞれの国家開発計画において職業技術研修に高い優先順位を与えることをますます重視しはじめている。大抵これらの国々では、あらゆるレベルの技術技能マンパワーが不足しており、そうした状態のほとんどは教師を含む不適當な既存の研修施設機能と開発計画の緊急かつ想定された諸要請に見合う組織だった研修プログラムの欠如に起因するものといえる。しかしながら、こうした状態はここ3、4年のあいだに少しずつ変容してきており、多くの域内国で今日、健全で体系的な方法にもとづいた職業技術研修プログラムを促進させる諸施策が国の総合開発計画の一部に組み込まれている。コロンボ計画事務局は、技術マンパワーを発展させる計画の有益性を強調する目的をもつ新しいセミナー・シリーズの開催によって、この変化の過程における“接触反応剤”としての役割を果たすことに努めてきた。

(10) このシリーズの最初のものとして、パキスタン政府の積極的な協力の下

にコロポ計画事務局により、“職業技術訓練の国家計画”に関する National Seminar がパキスタンで開かれた。このセミナーは西パキスタン州知事の手で開会式が行なわれ、この国の東西両州から経済の各分野を代表する67名の人が参画し、またパキスタンで仕事をしている数多くの外国人専門家も加わった。止むを得ない事情が起きたため、セミナーは完遂されなかったが、1969年7月には再開されることになっている。

シンガポールにおける討議 (Singapore Colloquium)

(11) シンガポール政府の好意と援助にもとづきコロポ計画事務局による3回技術者研修に関する Regional Colloquium は1969年5月5日から8日までシンガポール大会議ホールにおいて開催された。域内技術者研修を促進することを主眼とするこの Colloquium はシンガポール教育相のあいさつで始まった。

(12) この Colloquium には域内からアフガニスタン、ブータン、カンボジア、セイロン、インド、インドネシア、イラン、韓国、ラオス、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイの各国、域外からオーストラリア、英国、カナダ、日本、ニュージーランド、米国の各国それぞれの代表たち(域内研修連絡官および技術訓練のスペシャリスト)が出席した。ILO、UNIDO、英連邦書記官、IAESTEからもオブザーバーが参加した。

(13) Colloquium での討議は、英国、インド、パキスタン、シンガポール、米国からの専門家コンサルタントとコロポ計画事務局の事務局長およびアドバイザーによって準備された域内研修に関するワーキング・ペーパーにほぼ集中された。

(14) すべての代表者やオブザーバーは、シンガポールにおいて地域研修に利用できる施設を視察するため、(1)シンガポール工芸学校、(2)技術工業開発者、(3)シンガポール港、(4)ジュロン工業団地などを訪問した。

(15) Colloquium はつぎのような勧告を行なった。

(i) 地域センター

「地域センター」設置の提案について長時間議論が交わされたが、各代表やオブザーバーの意見はこの提案が域内の技術者教育・研修の質の改善手段として真剣な考慮を払うに値するとするものであった。提案された「地域センター」はつぎのような諸機能を提供するものと考えられている。

- (a) 教師指導者、訓練オフィサー、行政官のような技術者教育研修関係者の育成と研修
- (b) 教師に奉職するものの増大
- (c) カリキュラム開発やプログラム設定のためのアイデアや情報調整
- (d) 方法論、エヴァリュエーション、試験的手続きの調査研究
- (e) 情報、たとえば教育技術の進歩に関する情報、の普及のためのリソース・センター
- (f) 図書文献サービス

(ii) 基準の設定

国際的に採用可能な技術者研修の基準は域内技術者研修プログラムの効果的発展のために重要なものと思われる。国の高度な水準を達成するために、つぎのような諸手段は適切なものとして加盟諸国に採用されうるであろう。

- (a) 基準の設定においてあらゆる段階での工業を含むこと。
- (b) 一定の高い水準にまで教師を訓練すること。
- (c) いろいろな国の教育諸機関のあいだで教師の交換を振興すること。
- (d) 最新の講義・訓練のために必要な資機材や役務を提供すること。
- (e) 試験およびエヴァリュエーションの諸作業に係わる人々を訓練すること。
- (f) 域内諸国の間で試験およびエヴァリュエーションの手法に関する情報交換すること。

(iii) 第三国研修

域内研修の発展のために第三国研修プログラムが果しうる重要な貢献を考

えるならば、加盟諸国によってこの“資金賦与制度”の活用をいっそう大きくすべきであろう。今日遭遇している困難と遅延とは、¹ 諸国、受入国相互間の適切な情報交換を図り、現行の諸手続きを簡素化し、とりわけ、いっそう積極的なアプローチをとることによって最小限に押えることができるものである。第三国研修プログラムにおける工業の役割は非常に大切なものと考えられた。そこで、この分野での工業の大きな協力と参画を支持することによって相当の利益が引出しうることであろう。

(IV) 域内研修の促進

域内研修機会に関する現在の情報についてはもっと最新のものがもたらされる必要があり、またもっと適切に広められる必要があるということで意見の一致をみた。現在、域内にはかなりの研修機会があるにはあるが、それらのコースについての十分な情報が無く、また研修に必要なノミネーションを行なう時間が十分でない、などのため、それらの機会が十分には活用されていない。同様に受入国でも、こうしたオファーから利益を享受できるすべてのものにこの情報が正確に伝わるようなルートを設定すべきであろう。さらに、つぎのような手段を通じて利用可能な研修機会の状況についてより強力に広報宣伝が行われねばならない。すなわち

(a) 適当なマス・メディア、すなわち、映画、テレビ、ラジオ

(b) 国および地域ベースの組織立ったセミナー、会議、Colloquium

(Colloquium Communiqué のフル・テキスト附録Ⅲ・参照)

・ 科学者および技術者の移住（いわゆる“頭脳流出”）

(16) コロンボ計画事務局により催された Regional Colloquia や National Seminars の場において、繰り返し提示されている問題のひとつは、技術的に資格ある有能な人々の地域外への頭脳流出とそれが及ぼす関係諸国の経済発展率への影響の問題である。ラングーンの協議委員会（1967）で、評議会が“技術教育者の欠如への頭脳流出の影響を有効に評価する”必要

のあることが指摘されたあと、1968年7月の第100回コロポ計画評議会によってセイロンをケースとする「頭脳流出問題のパイロット・スタディ」の提案が承認された。

(17) この審議会でなされた示唆に関して、事務局は、1966年以来頭脳流出問題の研究に取り組んでいる国連調査訓練研修所 (UNITAR) と接触した。その結果、コロポ計画事務局は — 審議会の承認にもとづき — セイロンをケースとする発展途上国から先進国への科学者・技術者の国際移動に関する多国間の比較調査計画において共同研究パートナーとしてUNITARを加えた。現在この計画に協力している他の諸国は発展途上国ではコロンビア、インド、イラン、韓国などであり、先進国では英国、カナダ、フランス、西独、米国の国々である。

(18) この計画では、どのような環境や動機が人々をして移住を希望させ、あるいは海外留学の後母国に滞国させることになるのか、という問題の研究に焦点が当てられるだろう。この研究の成果はこの流出を惹起させると考えられる原因の改善方法を明らかにすることによって有益なものとなる。

(19) セイロンの国家高等教育評議会議長の Dr. G. P. Malalasekera を長とするアドバイザリー・コミTEEがこの調査の中で事務局を指導し援助するために設置された。そして域内研修アドバイザーの I. H. Khan 氏がこの調査のプロジェクト主任として活動している。

公 式 訪 問

(20) パキスタンの Khan 氏は1968年9月に域内研修第三アドバイザーに就任し、つぎの如く諸外国を公式訪問した。

(i) 1968年10月、韓国のソウルで開かれた才19回協議委員会において同氏は事務局のアドバイザー・チームの一員であった。

(ii) 同氏は1968年12月オーストラリアのシドニーでひらかれた「職業訓練計画」に関するILOアジア地域専門家会議に事務局代表として出席し

た。

- (iii) 同氏はまた1969年1月にパキスタンを訪問し、ラホールで開かれた“職業技術研修の国家計画”に関するコロンボ計画セミナーで報告書を提出した。
 - (iv) 同氏は1969年4月にアフガニスタンを短期間訪問した。
 - (v) 同氏は1969年5月シンガポールで開かれた技術研修に関する第3回 Regional Colloquium に参加した。
 - (vi) さらに同氏は1969年5月東京で開催された技術協力セミナーにコロンボ計画事務局を代表して出席した。
- (2) Khan氏が就任する2、3週間前に、第6回ILOアジア地域会議が東京でひらかれた(1968年9月)。事務局長特別顧問のMahendra氏はコロンボ計画事務局の代表としてこの会議に参加した。

域内研修の阻害要因

(22) これまでの報告書で多くは指摘されてきたことであるが、下記の諸要因が相変らず域内研修拡大の阻害となっている。

- (i) 加盟国側に緊要かつ組織立ったアプローチをとらせて域内研修をサポートさせることができていないこと。
- (ii) 地域研修の発展に有益な現存の諸機構の拡大強化のため必要な資金の貧弱さおよびそれに関する協定が加盟国間にないこと。
- (iii) ある特定分野における通常のベースでの研修場所の利用に關し施設便宜が不十分かつ不確定であること。
- (iv) 域内研修機会の活用について情報が少ないこと。
- (v) 共通言語の欠如
- (vi) 共通基準の欠如
- (vii) 研修員に支払われる経費が不十分であること。
- (viii) 工業先進国での研修の方が価値ありとする考え方

(ix) 近隣諸国で研修をうけることを研修員が喜ばぬ風潮があること。

域内研修の事例

(23) コロンボ計画精神を遵守しながら、有益な研修施設を提供しうるすべての加盟諸国はそれらの施設の利用を望む他国に進んで利用させている。域内研修に関する数字とトレンドは才Ⅱ章に示されている。

(24) インドと韓国は域内の他の諸国にも増して沢山の域内研修の場を提供した。1968年のあいだに、近隣諸国の383名の研修員がつぎの事例を含めインドで訓練をうけた。すなわち、アフガニスタンの2人のドクターがニュー・デリーにある全インド医学研究所で3年間の小児科コースで研修している。セイロン森林局の3人の行政官はコインボールの南部森林監視者学校で2年間の「森林監視者」コースで研修を受けている。5名のマルディブ人はマドラスの中央技術研究所で2年間の貿易コースに従事している。4人のネパール研修員はカルカッタにある Monotype Corporation Ltd で3ヶ月の印刷コースに従事した。

韓国はこの年に115件の研修を提供した。

(25) シンガポールは314件をオファーし、36件が採り上げられた。つぎに示す事例はシンガポールの施設が近隣諸国にどのように利用されているのかを明らかにしている。セイロン放送局の3名の技術アシスタントは4ヶ月間の放送技術コースに参加した。1人のフィリピン警察調査員は警察調査業務における視察官コースに6ヶ月間参加した。また、ラングーン公共事業公社の2人の研修生は建物建設機械作業実習の研修を6ヶ月受けた。

(26) パキスタンの研修施設も域内研修に使用された。ビルマ、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイの21名の研修生が1968年の間に教育、医療保健、運輸通信、銀行業務、金融、会計の諸分野で研修施設を利用した。

第3国研修

(27) 域内にある研修施設はオーストラリアや米国の資金手当てによる才三国研修計画によっても利用されている。この計画は国から国へと変化に富み、少くとも3ヶ国の参加を含むものとされている。

(28) 才三国研修には多くの利点がある。

1) 自信を促す — このような研修を供給する域内諸国は自己の能力に必要な自信と信頼を發展させるであろうし、さらに将来のより高度の研修形態のための施設を發展させる道を開くであろう。

2) 自助を促す — 才三国研修は参加国のそれぞれの国から何がしかの資金的寄与を含むものであり、域内諸国の寄与の度合は自助の原則にのっとりてしだいに増加している。

3) 流動性をもたらす — 研修がなされるべき場所の選択との関連で

4) コストを減じる — 限られた資金額でより多くの人の研修が可能である。

5) 研修生のニーズに密着した研修 — 研修が行なわれる環境、つまり類似した社会経済環境を注意深く選ぶことによって

6) 地域意識を發展させる — 地域施設を普及させることによって

(29) この年度に地域内の多くの国の研修施設が米国の才三国研修計画（付録才18表参照）の下に利用された。以下はその若干の事例である：

カブール大学の土木工学の講師がバンコクのアジア技術研修所（A I T）で2ヶ年コースに従っている。米、スイス、英国、日本、フィリピン、タイにおける5週間半の視察旅行がインドの国家マラリア絶滅プログラムのディレクターのために用意された。インドネシアの5人の農業専門家はフィリピンの国際稲作研究所（IRRI）で勉強した。ラオスの6人の航空監制官はバンコクの国内航空訓練センターで6ヶ月コースの研修を受けた。

“逆流”（訳注：域内国における域外先進国要員の研修）

(30) 1967年のラングーン協議委員会で作られた指摘にもとづき、技術援

助の“逆流”のための提案がコロombo計画事務局によって企画された。この手順の下に、コロombo計画の域内加盟諸国は技術経済分野のフェローシップを域外諸国にオファーすることになるであろう。ビルマ、インド、韓国、フィリピンによってなされたこの“逆流”の申し出は加盟政府に配付されているのであるが、事務局では域外（供与国）加盟政府からはまだこれらのオファーに対する回答を受けていない。

(31) 1968年のソウル協議委員会で、ニュージーランドのホリオーク首相は、域外加盟国から選抜された要員に“逆流”のスカラシップを与えるという多くのアジア諸国政府による決定を歓迎する旨述べた。同首相はさらに、このことはコロombo計画の相互関係を要約するものであり、彼の政府は、適当なニュージーランドの要員の海外経費が十分支払われるようにスカラシップに必要な補助を与える準備をしている、と述べた。

(32) 事務局はすべての加盟政府に対し、これまで域内加盟政府によって出されたオファーを想起させた。

第 6 章 コロンボ計画の広報活動

- (1) 広報プログラムはラングーンおよびソウル両協議委員会で出された最近の諸勧告を継続的に効率よく遂行している。事務局の提出した重要提案の多くは簡単な討議ののち、ソウル会議の場からカナダのヴィクトリアで開かれる協議委員会との関連で1969年に開かれた上級広報担当官会議へとさらに検討が押し進められた。
- (2) 審議会と事務局では協議委員会の席上で上級広報担当官をもつ必要性和希望をしばしば強調したのであるが、残念なことに、このことは代表団が小さいがためにこれまでのところ実現していない。そこで、本年後半に予定されている特別会議がそのチャンスを与与することが期待される。
- (3) 全体としてコロンボ計画に関する広報出版の重要性についての認識は、とりわけ1971年以降にコロンボ計画を拡大せんとする問題がカナダの協議委員会により検討されるときにいっそう深く必要とされるであろう。
- (4) したがって、広報担当官会議の必要性は強調されすぎることではない。これまでのこの種の会議はシンガポール(1958)とタイのバンコク(1960)で開かれた。今年の会議は加盟諸国および事務局双方で、広報活動全体をレビューすることになっている。この会議には将来の広報活動に関する新しい考えとよりダイナミックなプログラムを案出することが期待されている。ところで、事務局の広報部がその活動を拡大することになれば、当然、広報予算の増加が必要となってくる。

コロンボ計画に関する特別記事

- (5) 英国政府のイニシアティブを通じて英人ジャーナリスト、M. Adeney氏が参画したことは有益な成果をもたらした。とりわけ、壮観とまではいれないが印象的かつ戦略的な“人間的関心”をもたらす技術援助計画の適用に関するコロンボ計画の目立った話がAdeney氏の執筆記事の大部分となった。

- (6) これらの記事は加盟諸国の広報連絡官の協力を通じ直接に世界中のマス・メディア・ソースとエイジエンシーへと運ばれた。それはその結果1968年11月以来コロポ計画プロジェクトの確実な報道領域となった。いくつかの著名な新聞、「ガーディアン」(ロンドン)、「オーバースーズ・デイベロブメント」、「ニューステュデント」、「ニュー・サイエンティスト」、「ザ・ロンドン・タイムズ・エデュケイショナル・サブメント」などの各紙がこれらの記事をフィーチャーした。そのなかにはまたつぎの各紙も含まれる。すなわち、オーストラリアの「ザ・シドニー・モーニング・ヘラルド」、シンガポールの「マレイ・メール」、インドの「ザ・アッサム・トリビュン」、「ザ・サンデー・スタンダード」、「ザ・タイムズ・オブ・ザンビア」、セイロンの「ザ・セイロン・デイリー・ニューズ」、「ザ・タイムズ・オブ・セイロン」、「ザ・サン」、「ザ・エコノミック・ジャーナル」。さらに、ジエミニ・ニューズ・ワールド(ロンドン)によってシンジケートを通じ世界に発表された。
- (7) 域内加盟諸国をすべて実際に訪問した後Adeney氏の貢献は今年5月までにすべて発表された。しかし、40ないしそれ以上に上る記事(彼自身が撮した写真の付いた)のもたらした多大な影響も若干の時間を経た後でわずかに評価されるに止まる。というのは、その記事の殆んどものは格別“熱い”見出し付きの記事となるように書かれたものではないし、確実に域内外の新聞や雑誌に掲載されるように意図して書かれたものでもない。
- (8) 審議会と事務局はコロポ計画の出版に係わるこの新しいフィーチャーを打ち上げるといふ、リエゾン・オフィサーたちによってもたらされた促進的な活動に感謝している。
- (9) 事務局ではもつと長続きのする記録資料として、これらの呼び物記事を十分にイラストレートして一冊にまとめた本にして刊行する予定である。
- (10) こうした英国政府の援助実績は、将来他の援助供与国により同様の援助の可能性をひらきたいとする協議委員会の希望に注意を引きつけている。

資料の供与

(11) 事務局は通信連絡や広報担当官の訪問を通じて加盟諸国のリエゾン・オフィサーと緊密な接触を保っているが、他方、情報資料の流れがいつそう強化される必要がある。この問題は、仮りに実務レベルで上級広報官が来るべきカナダの会議で話合えれば効果的に矯正することのできる問題であろう。

コロンボ計画というテーマ

(12) 近年の最も重要な発展の一つは、ひとつのテーマとしてコロンボ計画について特別研究を行なうために、コロンボ計画加盟外の国々においてさえ、世界のさまざまなところの調査研究学者、国際的に名声高い人々、学生などによって示された持続的な関心の高まりである。そしてこれまでプロジェクトに関する事務局の説明は十分に理解されてきた。このような情報資料が定期的に供給されている機関のいくつかはつぎのとおりである。すなわち、イランのテヘランにあるイラン資料センター、ニューヨークのビジネス・インターナショナル、クアラルンプールのFIDA（連邦産業開発公社）、ボンベイのインド貯蓄銀行經濟部、アメリカのサルト・レイク・シティのユタ大学、アメリカのバーモント、リンドンヴィルのリンドンヴィル州立大学、オクスフォードの連邦問題研究所、オーストラリアのヴィクトリアのラ・トロローベ大学、韓国ソウルのアジア太平洋地域文化社会センターなど。

(13) 非加盟国ではつぎのような機関に情報が送られた。すなわち、ドイツ、西ベルリンのドイツ開発研究所、オーストリア、ウィーンの国際技術経験学生交流協会、スイスのルント大学調査研究政策プログラムのライブラリアン、西ドイツおよびオランダ。

(14) 国際的なイヤー・ブックへの資料や雑誌への特別記事、たとえば「今日の世界のダム」への記事などの供与は継続された。

出版 物

(15) 協議委員会や審議会の勧告にしたがって、事務局ではカラーや目新しい技術を使って刊行物の改善を行なった。

(16) 1968-69年の間に、下記のような出版物が刊行され、もしくは目下つくらつづある。

- 1) The Colombo Plan Monthly Magazine
- 2) Progress of the Colombo Plan 1967-68
- 3) The Colombo Plan Calender (1969)
- 4) Assistance to the host Government in the production of a commemorative pamphlet for the Consultative Committee meeting in Seoul, Republic of Korea
- 5) Press Releases through all member countries on the Council Report and the Annual Report of the Consultative Committee

(17) "The Progress of the Colombo Plan" は協議委員会の決定にしたがい、すでに印刷刊行された。

公 式 訪 問

(18) 広報担当官 J. Senduk 氏は1968年10月に開かれたソウル協議委員会の広報委員会に参加した。同氏はまた1969年の2月から3月の間にビルマ、タイ、カンボジア、インドネシア、シンガポールの各国を訪問した。

(19) 広報官補の L. P. Goonetilleke 氏は韓国政府の要請により同地で開催された協議委員会(1968年9月21日~11月3日)の準備作業のためにソウルに先行した。そして彼もまた広報委員会の討議に加わった。1969年5月には、同氏は域内研修 Colloquium のための出版業務の関係でシンガポールを訪問した。

第 7 章 技術協力審議会および事務局

(1) 1968年の審議会議長は在セイロン・フィリピン大使の Abubakar 大使閣下であった。同氏は1969年1月、マレーシア高等弁務官でありセイロンにおかれたモルディブ共和国大使であった E. M. Sopiee 閣下の後を継いだ。

審議会会議

(2) 下記のことは今年開催された審議会の会議のハイライトの要約である。

審議会の特別会議が1968年9月開催され、審議会の任命理事の手になる本問題に関するオリジナル・ペーパーをもとに審議会の小委員会が準備した“協議委員会の形式と内容”に関するドキュメントの討議を行なった。加盟政府によって改善のためのサジェスションがいくつかなされた。審議会は協議委員会の形式と内容に関する本ペーパーを、上記サジェスションのすべてを取り入れた本会議の議事録も併せて、ソウルの協議委員会に送付するという理事提案を承認した。

(3) 審議会はその才102回会議で、年次報告書の才II章および付録の紹介のための手続きに関する理事提案を承認し、またソウル協議委員会の“幕開け”として10月8日を年次報告の公開日と設定した。

(4) この会議において、審議会は米国政府により事務局に派遣された社会学者 J. Edlefsen 博士を人口問題の地域アドバイザーとして迎えた。当面の活動として、Edlefsen 氏はこの問題でさらに大きな関心を喚起させる見地から、加盟諸国に人口問題についての情報を提供する仕事をする事になる。さらに審議会は“ガーディアン”の記者 Adeney 氏を1968年11月から1969年5月まで事務局に迎えた。コロombo計画の諸プロジェクトについての彼の取材記事は域内加盟のほとんどの国を訪問したときそれぞれ“現地”で書かれたもので、広く世界中に配送された。この事に関しては広報活動に関する章で言

及されている。

(5) パキスタン政府の任命を受けて、カラチにある西パキスタン産業開発公社のジェネラル・マネイジャー（研修担当）をしている I. H. Khan 氏は、1968年9月事務局の域内研修アドバイザーの任務を引受けた。彼はすでに加盟諸国を数ヶ国訪問しており、その活動については域内研修の章で紹介されている。

(6) 才103回会議において、カナダ政府の委任を受けている A. B. Connolly 氏は、1969年6月をもって3ヶ年の任務を終えた米国の D. A. Strachan 氏の後を継いで事務局長に任命された。

審議会メンバー

(7) 1968-69年のあいだに、審議会は下記の評議会メンバーに別れを告げた。

U Tet Sa (ビルマ)、Mr. M. Mukai、H. E. Mr. Hinata (日本)、Miss Aurora Dizon (フィリピン)、H. E. Sir S. Tomlinson (英国)、Mr. F. Osathanond (タイ)、Shri S.C. Ghosh (インド)、Mr. G. K. Miller (オーストラリア)。

事務局

(8) 事務局の役割 — 審議会および事務局双方の追加された責務と機能、ならびにカラチで委任を受けた協議委員会の会議でのアドバイザーとしての事務局の高い役割、は協議委員会のラングーンおよびソウル会議でさらに試みされた。事務局としては、手続面の準備と同様会議の形式および内容の面でも改善がもたらされたことから若干の名誉を求めることができるものとする。

(9) くわえて、事務局は他の地域および国際諸機関との緊密なつながりを確立することによってこの地域の利益の増大に寄与した。

(10) コロンボプラン事務局は4人の国際オフィサー、5人の現地雇員オフィ

サー、事務員その他全部で30名のスタッフで構成されている。

国際オフィサー (4人)

事務局長: Mr. Alan B. Connelly (カナダ)

広報官: Mr. John Senduk (インドネシア)

域内研修アドバイザー: Mr. I. H. Khan (パキスタン)

広報官補: Mr. L. P. Goonetilleke (セイロン)

現地雇員オフィサー (5人)

事務局長特別補佐: Mr. S. Mahendra

統計担当: Mrs. C. M. Fernando

会計担当: Mr. C. Pathmanathan

調査アシスタント: Mr. G. B. P. Jayatilleke

秘書: Mr. C. Pathmanathan (責任者)

公 式 訪 問

- (11) 審議会および協議委員会の任務を促進するため、事務局長やその他のオフィサーは関係政府の賛同を得て協力諸国を訪問する。
- (12) 1968年10月、事務局長はアドバイザーとしての事務局の役割を果たすため他の国際オフィサーとともにソウルでの協議委員会会議に出席した。また事務局長は1969年1月のラホール・セミナーに出席し、“職業技術訓練に関する国家計画”セミナーのco-chairmanを果たした。1969年4月には、事務局長は招聘に応じてシドニーのアジア開発銀行総会およびシンガポールのエカフエ総会にオブザーバーとして出席し、またジャカルタで開かれた世界教職機関連合(WCOTP)のアジア地域会議にコンサルタントおよびパネル・メンバーとして参加した。
- (13) 事務局長はバンコクのアジア技術研修所(AIT)を訪れた。1969年5月にシンガポールで開かれた域内技術研修に関する第3回 Regional Colloquium において議長を務め、“Skilled Hands for Development”

に関する報告を行なった。

Presidents of the Council

Mr. Raju Coomaraswamy (Ceylon)
 (Dec. 1950—Oct. 1953)
 H.E. Shri C.C. Desai (India)
 (Oct. 1953—Nov. 1954)
 H.E. Haji Abdus Sattar Saith (Pakistan)
 (Nov. 1954—Nov. 1955)
 Mr. J.D. de Fretes (Indonesia)
 (Nov. 1955—Jan. 1957)
 H.E. U. Ba Lwin (Burma)
 (Jan. 1957—Dec. 1957)
 Mr. Raju Coomaraswamy (Ceylon)
 (Dec. 1957—Jan. 1959)
 H.E. Shri Y.D. Gundevia (India)
 (Jan. 1959—Dec. 1959)
 H.E. Mirza Hamid Hussain (Pakistan)
 (Dec. 1959—Mar. 1961)
 H.E. Mr. Asa Bafagih (Indonesia)
 (Mar. 1961—Jan. 1962)
 H.E. Sithu Dr. Htin Aung (Burma)
 (Jan. 1962—Sept. 1962)
 H.E. Mr. Eduardo L. Rosal (Philippines)
 (Sept. 1962—Feb. 1964)
 Mr. Tilak E. Gooneratne (Ceylon)
 (Feb. 1964—May 1965)
 H.E. Dr. Bhim Sen Sachar (India)
 (May. 1965—Feb. 1966)
 H.E. Mr. Enver Murad (Pakistan)
 (Feb. 1966—Mar. 1967)
 H.E. Wunna Kyaw Htin Sao Boonwaat (Burma)
 (Mar. 1967—Nov. 1967)
 H.E. Mr. Yusup R. Abubakar (Philippines)
 (Nov. 1967—Jan. 1969)
 H.E. Enche Mohamed Sopia (Malaysia)
 (Jan. 1969—)

Directors of the Bureau

Mr. G.M. Wilson (Britain)
 (Aug. 1951—Sept. 1953)
 Dr. P.W.E. Curtin (Australia)
 (Sept. 1953—Feb. 1956)
 Dr. N. Keyfitz (Canada)
 (Apr. 1956—Aug. 1957)
 Mr. R.H. Wade (New Zealand)
 (Aug. 1957—July 1959)
 Mr. J.K. Thompson (Britain)
 (July 1959—Dec. 1961)
 Mr. S. Matsui (Japan)
 (Dec. 1961—Jan. 1964)
 Mr. J.L. Allen (Australia)
 (Jan. 1964—Mar. 1966)
 Mr. D. Alan Strachan (United States)
 (Mar. 1966—June 1969)
 Mr. Alan B. Connelly (Canada)
 (June 1969—)

Information Officers of the Bureau

Mr. B.L. Sharma (India)
 (Mar. 1954—May 1956)
 Mr. R.K. Chatterjee (India)
 (Aug. 1956—Dec. 1959)
 Mr. Majeed Malik (Pakistan)
 (Nov. 1959—Aug. 1962)
 Mr. F. Sionil Jose (Philippines)
 (Oct. 1962—Sept. 1964)
 Mr. F.D. Douglas (Pakistan)
 (Sept. 1964—Dec. 1967)
 Mr. John Senduk (Indonesia)
 (Dec. 1967—)
 Assistant Information Officer
 Mr. L.P. Goonetilleke (Ceylon)
 (June 1954—)

Advisers on Intra-Regional Training

Mr. B.R.R. Rao (India)
 (May 1964—May 1966)
 Mr. Apolinario Apilado (Philippines)
 (May 1967—Nov. 1967)
 Mr. Irshad H. Khan (Pakistan)
 (Sept. 1968—)

加 盟 国

年	協議委員会開催地	協議委員会加盟国	技術協力審議会加盟国
1950	シドニー(5月) ロンドン(9月)	オーストラリア イギリス カナダ セイロン インド ニュージーランド パキスタン	オーストラリア イギリス カナダ セイロン インド ニュージーランド パキスタン
1951	コロンボ	カンボディア ラオス アメリカ ヴェトナム	カンボディア ヴェトナム
1952	カラチ	ビルマ ネパール	ビルマ ネパール
1953	ニューデリー	インドネシア	インドネシア
1954	オタワ	日本 フィリピン タイ	日本 フィリピン タイ
1955	シンガポール		ラオス
1956	ウェリントン		
1957	サイゴン	マレーシア連邦 (新マレーシア)	
1958	シアトル		マレーシア連邦 (新マレーシア)
1959	ジャカルタ	シンガポール	アメリカ
1960	東京		シンガポール
1961	クアラルンプール		
1962	メルボルン	ブータン 韓国共和国	
1963	バンコック	アフガニスタン モルディブ	ブータン 韓国共和国
1964	ロンドン		アフガニスタン モルディブ
1966	カラチ	シンガポール イラン	
1967	ラングーン		シンガポール イラン
1968	ソウル		

研修のゼネラル・オフアー

域 外 国	域 外 国
イギリス	犯罪防止 N.S
A イギリスがオフアーした研修コースの文要は加盟国政府に配布され、修正も定期的に配布される。	農業協同組合 N.S
	地方行政 N.S
	アジア高速道路 (セミナー) N.S
日 本	国家行政 N.S
集団研修コース及びセミナー	地域開発 N.S
(1968)	癌対策 N.S
統 計 N.S	衛星通信 N.S
稲作農機具利用 N.S	港湾工学セミナー N.S
ガラス工学 N.S	上水道施設 N.S
稲作土地改良 N.S	家族計画 N.S
火力発電 N.S	電話交換 N.S
測量技術 N.S	蔬 菜 N.S
沿岸漁業 N.S	犯罪防止 (婦人) N.S
結核対策 N.S	
稲作普及 N.S	域 内 国
淡水魚増養殖 N.S	パキスタン
家畜衛生 N.S	ラホール・パキスタン地域鉄道訓練センターに於ける信号運転コース N.S
沿岸鉱物資源探査 N.S	
罫 業 N.S	シンガポール
中小企業セミナー N.S	スカラシップと
地下水開発 N.S	フェローシップ (1968)
租 税 N.S	植物研究
稲作研究 N.S	分類学 1
農機具整備 N.S	園 芸 1
養 鶏 N.S	植物標本 4
職業訓練セミナー N.S	

域 内 国	域 内 国
園芸 初等園芸訓練 6	手術室運営コース 1
放送	病室管理 2
計画部門 10	法医学 2
ニュース部門 2	毒物学の標本分析 2
技術部門 12	汚水分析 2
税関管理法, 麻薬防止, 関税の徴収 4	水分析 2
民間航空	慣行例分析 2
消防官並び指導官の補充訓練 5	食物分析 2
飛行場/道路コントロール コース 1	薬の分析 2
空中交通管理コース 3	公衆衛生コース 2
地域レーダー管理コース 1	X線写真診断 5
教 育	公衆衛生診断コース 15
教師訓練コース 20	公衆保健婦診断コース 15
技術, 建築, 経理, 各シンガ ポール工芸部門での専門コー ス 各1名	住 居
消 防	低れん住居 2
消防管理基礎訓練 3	技 術 2
仕事場及び作業訓練 2	建築専門家コース 4
保 健	技術専門家コース 4
学校における歯の看護婦 コース 4	土地管理 8
歯科技術コース 3	陸上道路 3
一般看護コース 5	工場検査 1
精神病看護コース 2	図書教司 8
看護婦コース 4	地方及び回教法 1
小児科看護コース 5	海 運
胸部看護コース 2	船舶登録 3
	船員の雇用, 解雇 3
	文章の手続 6
	博 物 館
	脊椎動物分類学 1

域 内 国	域 内 国
動物学収集管理 3	通 信 22
警 察	製 材 2
刑事転換コース — 州法 5	商標, 特許 2
警部見習コース 5	
暴動鎮圧コース 5	
交通整理コース 5	
港 湾	N. S. 不確明
港湾管理と交通管理 4	
徒弟コース 14	
電気技術者の研究科訓練 1	
郵 便	
視察及び監督官コース 2	
第一次産業	
講 議 — 10	
農業, 家畜, 漁業, 協同組合の原則, 普及	
印 刷 4	
電 気	
発電と配電 3	
公共事業	
道路橋梁及び排水 1	
建物の建設 1	
汚水処理 1	
土壌調査研究所 1	
機械作業訓練 8	
社会福祉	
シンガポール工及オ ガボーン及び 一機械建設 ル技術建設 職訓練部 業訓練部 訓練部 所品 にお木 ラジ 各 2 名	

附録Ⅱ

コロンボ・プラン等各種統計目次

研 修 員

- 表 1 技術協力経費 (1950~1968)
- 表 2 新規研修員国別受入・派遣数 (1950~1968)
- 表 3 業種別新規研修員数 (1950~1968)
- 表 4 援助国・被援助国別研修員受入・派遣数 (1968)
- 表 5 援助国業種別研修員受入数 (1968)
- 表 6 被援助国業種別研修員派遣数 (1968)
- 表 7 Man-month (M/M) (1968)
- 表 8 援助国・被援助国別研修員Man-month (1968)

留 学 生

- 表 9 新規留学生国別受入・派遣数 (1968)
- 表 10 業種別新規留学生数 (1968)
- 表 11 援助国・被援助国別留学生受入・派遣数 (1968)
- 表 12 援助国業種別留学生受入数 (1968)
- 表 13 被援助国業種別留学生派遣数 (1968)
- 表 14 Man-month (M/M) (1968)
- 表 15 援助国・被援助国別留学生Man-month (1968)
- 表 16 オーストラリア通信奨学生 (1958~1968)

域 内 研 修

- 表 17 援助国・被援助国別域内研修員数 (1950~1968)
- 表 18 域内諸国における第三国研修員 (1968)

専 門 家

- 表 1 9 新規専門家国別派遣・受入数 (1950-1968)
- 表 2 0 業種別新規専門家数 (1950-1968)
- 表 2 1 援助国・被援助国別専門家派遣・受入数 (1968)
- 表 2 2 援助国業種別専門家派遣数 (1968)
- 表 2 3 被援助国業種別専門家受入数 (1968)
- 表 2 4 Man-month (M/M) (1968)
- 表 2 5 援助国・被援助国別専門家Man-month (1968)

経 費

- 表 2 6 援助国・被援助国器材経費 (1968)
- 表 2 7 援助国別技術協力経費 (1968)
- 表 2 8 被援助国別技術協力経費 (1968)
- 表 2 9 援助国・被援助国別技術協力経費 (1968)

国連の専門家及びフェローシップ

- 表 3 0 国連及び専門機関による南及び東南アジアに対する専門家及びフェローシップ
- 表 3 1 通貨交換比率

研 修 員

表1— 技術協力経費 (1950~1968)

(千米ドル)

年 区 分	1950~1966	1967	1968	1950~1968
研修員, 留学生	168,939	23,550	26,144	218,633
専 門 家	352,886	101,905	119,195	573,986
機 材	295,618	47,273	53,962	396,853
そ の 他	464	—	1,091	1,555
計	817,907	172,728	200,392	1,191,027

研 修 員

表 2. — 新規研修員国別受入・派遣数 (1950~1968)

A — 援助国 (受入)

国	1950-66※	1967※	1968+
オーストラリア	6,908	656	425
イギリス ⁺	7,265	810	236
ビルマ	34	1	—
カナダ	3,873	480	258
セイロン	82	7	6
インド	3,239	312	259
インドネシア	18	—	—
日本	2,811	745	828
韓国	1	1	115
マレーシア	102	5	11
ニュージーランド	2,057	229	119
パキスタン	283	52	21
フィリピン	33	3	1
シンガポール	254	51	36
タイ	10	2	—
アメリカ ^S	18,514	3,491	3,045
計	45,484	6,845	5,360
域外研修	39,630	5,385	3,891
域内研修	4,056 1,798 ^X	434 1,026 ^X	449 1,020 ^X

※ 留学生を含む。

+ 留学生は含まず。留学生は表9から。

+ 数字は英国の植民地開発及び福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

^S 数字はアメリカの国際教育文化交流計画は含まない。

^X 第三国研修計画による研修。

3-被援助国(派遣)

国	1950-66	1967	1968
アフガニスタン	660	524	235
オーストラリア	7	-	-
ブーネン	1	5	5
ブルネイ	47	7	15
ビルマ	1,440	97	65
カンボディア	852	30	34
セイロン	2,430	300	222
インド	8,043	653	516
インドネシア	5,267	285	445
イラン	10	56	35
日本	14	-	-
韓国	1,003	395	362
ラオス	1,242	325	463
マレーシア	3,838	507	239
モルディブ	37	13	4
ネパール	2,683	467	294
ニュージーランド	1	-	-
パキスタン	5,105	534	417
フィリピン	5,504	333	282
シンガポール	876	156	77
タイ	5,136	1,060	1,295
ヴェトナム	3,030	1,300	367
計	45,484	6,845	5,360

研 修 員

表 3. — 業種別新規研修員数

(1950~1968)

業 種 \ 年	1950-56	1967	1968
教 育	10,197	1,385	987
保 健	5,086	554	694
農 業 等	7,573	1,223	964
開 発 計 画	7,017	1,541	193
行 政			1,022
公共事業,電気通信	8,846	1,154	621
工 業 , 商 業	5,713	743	451
福 祉 事 業	1,052	219	312
そ の 他	—	26	116
計	45,484	6,845	5,360

研 修 員

表4 — 援助国・被援助国別研修員受入・派遣数

(1968)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	パキスタン	フィリピン	シンガポール	アメリカ	計
アフガニスタン	19	8	—	—	22	16	—	—	4	—	—	—	166	235
ブータン	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	2	—	5
ブルネイ	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
ビルマ	8	9	1	—	7	19	—	3	1	1	—	16	—	65
カンボディア	11	2	19	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	34
セイロン	37	46	16	—	42	69	—	2	3	—	—	7	—	222
インド	27	70	70	—	—	61	—	—	6	—	—	—	282	516
インドネシア	57	4	11	—	21	76	9	—	15	6	—	—	246	445
イラン	—	—	—	—	2	31	2	—	—	—	—	—	—	35
韓国	49	5	8	—	3	155	—	—	12	—	—	—	130	362
ラオス	11	—	10	—	4	18	—	3	1	—	—	—	416	463
マレーシア	50	30	—	1	38	74	—	—	42	4	—	—	—	239
モルデイブ	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
ネパール	13	6	—	5	61	12	8	2	—	5	—	—	182	294
パキスタン	27	20	31	—	—	32	4	—	3	—	1	—	299	417
フィリピン	43	10	1	—	27	78	3	1	11	1	—	11	96	282
シンガポール	39	5	9	—	5	16	—	—	4	1	—	—	—	79
タイ	16	18	60	—	25	158	89	—	13	3	—	—	913	1,295
ヴェトナム	15	2	21	—	2	8	—	—	4	—	—	—	315	367
計	425	236	258	6	259	828	115	11	119	21	1	36	3,045	5,360

研 修 員

表 5 — 援助国業種別研修員受入数

(1968)

業 種 \ 援 助 国	オーストラリア	イギリス	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	パキスタン	フィリピン	シンガポール	アメリカ	計
教 育	75	6	46	—	1	12	38	—	60	3	—	—	746	987
保 健	26	23	62	1	4	106	48	—	10	3	—	6	405	694
農 業 等	71	7	35	5	25	211	5	2	20	—	—	3	580	964
開 発 計 画	14	1	—	—	—	68	—	—	4	—	1	—	105	193
行 政	53	48	39	—	77	130	23	2	7	—	—	6	637	1,022
公共事業,電気通信	141	78	61	—	19	138	—	3	9	2	—	15	155	621
工業,商業	36	56	14	—	32	102	1	3	6	13	—	—	188	451
福祉事業	9	14	1	—	44	5	—	1	3	—	—	6	229	312
そ の 他	—	3	—	—	57	56	—	—	—	—	—	—	—	116
計	425	236	258	6	259	828	115	11	119	21	1	36	3,045	5,360

研修員

表 6 - 被援助国業種別研修員派遣数

(1968)

業種	被援助国	アフガニスタン	ブータン	ズルネイ	ビルマ	カンボディア	セイロン	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	モルデイブ	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ウイエトナム	計
教育		85	—	—	—	8	2	103	74	—	37	138	32	1	72	53	26	9	225	122	987
保健		8	1	—	10	8	21	41	58	8	35	51	11	1	30	71	14	7	224	95	694
農業等		75	2	—	5	—	29	130	65	4	113	126	39	—	59	90	50	9	159	9	964
開発計画		6	—	—	3	—	43	12	23	2	15	17	4	—	—	19	14	4	29	2	193
行政		15	1	1	4	11	32	30	89	6	47	67	46	1	54	84	81	14	334	105	1,022
公益事業,電気通信		26	1	—	21	4	49	72	69	8	42	34	48	1	21	59	43	23	89	11	621
工業,商業		14	—	—	14	1	20	125	50	5	57	4	28	—	11	37	34	3	40	3	451
福祉事業		1	—	—	2	—	15	3	12	—	—	25	16	—	35	2	10	3	168	20	312
その他		5	—	—	6	2	11	—	5	2	16	1	15	—	12	2	10	2	27	—	116
計		235	5	1	65	34	222	516	445	35	362	463	239	4	294	417	282	79	1,295	367	5,360

研 修 員

表7 — Man-months (M/M)

(1968)

オーストラリア	4,601.0
イギリス	2,078.0
ビルマ	3.0
カナダ	3,804.0
セイロン	17.0
インド	1,482.0
日本	4,223.0
韓国	53.5
マレーシア	27.0
ニュージーランド	1,183.5
パキスタン	N.a
フィリピン	6.0
シンガポール	215.0
アメリカ	N.a
計	※

N.a 未提出

※ アメリカ、パキスタン未提出につき
算出不能。

研 修 員

表8 援助国・被援助国別研修員 Man-month (1968)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	ビルマ	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール
アフガニスタン	176.0	84.0	—	7.0	—	90.0	55.0	—	—	17.0	—	—
ブータン	—	—	—	—	—	—	24.0	—	—	23.5	—	10.5
ブルネイ	—	—	—	7.0	—	—	—	—	—	—	—	—
ビルマ	94.0	122.0	—	36.0	—	28.0	88.5	—	6.0	38.0	—	76.5
カンボディア	114.0	7.0	—	97.0	—	—	2.0	—	—	24.0	—	—
セイロン	234.0	308.0	—	147.0	—	275.0	166.0	—	4.0	40.0	—	75.5
インド	149.0	555.0	—	914.0	—	—	291.5	—	—	45.0	—	—
インドネシア	950.0	8.0	—	240.0	—	180.0	490.0	8.0	—	223.0	—	—
イラン	—	—	—	—	—	2.0	199.5	0.5	—	—	—	—
韓国	221.0	120.0	—	93.0	—	30.0	781.0	—	—	103.0	—	6.0
ラオス	100.0	43.0	—	103.0	—	10.0	107.5	—	5.0	20.0	—	—
マレーシア	802.0	128.0	1.5	351.0	2.0	194.0	389.5	—	—	362.5	—	—
モルディブ	118.0	4.0	—	44.0	—	—	—	—	—	—	—	—
ネパール	102.0	82.0	—	13.0	15.0	350.0	46.0	5.5	7.0	—	—	—
パキスタン	166.0	168.0	1.5	665.0	—	—	159.0	0.5	—	39.0	6.0	6.0
フィリピン	292.0	127.0	—	53.0	—	145.0	409.0	1.0	5.0	89.0	—	40.5
シンガポール	694.0	120.0	—	187.0	—	36.0	83.0	—	—	67.5	—	—
タイ	277.0	180.0	—	785.0	—	120.0	883.5	38.0	—	57.5	—	—
ヴェトナム	112.0	22.0	—	62.0	—	22.0	48.0	—	—	34.5	—	—
計	4,601.0	2,078.0	3.0	3,804.0	17.0	1,482.0	4,223.0	53.5	27.0	1,183.5	6.0	215.0

・アメリカ、パキスタン未提出。

留 学 生

表9— 新規留学生国別受入・派遣数
(1968)

A—援助国(受入)		B—被援助国(派遣)	
国	1968	国	1968
オーストラリア	215	アフガニスタン	24
イギリス	562	ブータン	2
カナダ	56	ビルマ	76
インド	124	カンボディア	5
日本	133	セイロン	86
韓国	+	インド	114
マレーシア	+	インドネシア	45
ニュージーランド	80	イラン	6
パキスタン	+	韓国	42
フィリピン	3	ラオス	7
シンガポール	1	マレーシア	277
アメリカ	+	モルデイブ	9
		ネパール	65
		パキスタン	131
		フィリピン	62
		シンガポール	68
		タイ	117
		ヴェトナム	38
計	1,174	計	1,174

※ 数字は英国の植民地開発及び福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。
+ 研修員を含む。

留 学 生

表 1 0 - 業種別新規留学生数
(1 9 6 8)

業 種	1 9 6 8
教 育	9 8
医 学	1 5 9
農 業	1 5 8
自 然 科 学	8 6
技 術	3 4 3
経 済	8 6
社 会 学	1 4 5
人 文 学	5 6
美 術	2 6
法 律	1 0
そ の 他	7
計	1, 1 7 4

留 学 生

表11 — 援助国・被援助国別留学生受入・派遣数
(1968)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	計
アフガニスタン	—	11	—	8	2	3	—	—	24
ブータン	—	—	—	—	—	2	—	—	2
ビルマ	19	47	4	—	3	—	3	—	76
カンボディア	—	1	2	—	2	—	—	—	5
セイロン	6	60	6	9	3	2	—	—	86
インド	4	106	—	—	4	—	—	—	114
インドネシア	3	18	4	2	16	2	—	—	45
イラン	—	—	—	—	6	—	—	—	6
韓国	1	14	—	—	26	1	—	—	42
ラオス	1	—	4	—	2	—	—	—	7
マレーシア	90	75	12	58	9	32	—	1	277
モルデイブ	—	1	—	5	—	3	—	—	9
ネパール	—	34	—	31	—	—	—	—	65
パキスタン	14	104	1	—	6	6	—	—	131
フィリピン	9	34	1	5	13	—	—	—	62
シンガポール	24	22	6	—	6	10	—	—	68
タイ	33	34	16	6	22	6	—	—	117
ヴェトナム	11	1	—	—	13	13	—	—	38
計	215	562	56	124	133	80	3	1	1,174

留 学 生

表 1 2 — 援助国業種別留学生受入数
(1968)

業 種 \ 援 助 国	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	計
教 育	57	24	9	1	4	3	—	—	98
医 学	10	90	14	31	10	4	—	—	159
農 業	32	62	10	26	20	5	3	—	158
自 然 科 学	24	28	1	8	9	16	—	—	86
技 術	76	133	10	55	45	24	—	—	343
経 済	10	63	3	—	4	6	—	—	86
社 会 学	2	125	9	3	1	4	—	1	145
人 文 学	2	—	—	—	38	16	—	—	56
美 術	2	20	—	—	2	2	—	—	26
法 律	—	10	—	—	—	—	—	—	10
そ の 他	—	7	—	—	—	—	—	—	7
計	215	562	56	124	133	80	3	1	1,174

留 学 生

表 1 3 — 被援助国業種別留学生派遣数

(1 9 6 8)

業 種	被援助国																		計
	アフガニスタン	ブータン	ビルマ	カンボディア	セイロン	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	モルデイブ	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ウイエトナム	
教 育	2	—	9	1	—	4	2	—	3	4	42	3	3	1	9	3	8	4	98
医 学	6	—	19	—	8	15	1	2	6	—	34	—	27	11	4	3	21	2	159
農 業	5	—	10	2	22	13	10	—	5	2	27	—	7	18	17	3	14	3	158
自 然 科 学	—	1	7	—	3	5	—	2	3	—	14	—	9	23	1	—	14	4	86
技 術	5	—	24	1	18	39	12	2	14	1	87	5	9	35	4	42	29	16	343
経 済	—	—	3	—	13	6	2	—	3	—	22	—	5	19	1	3	7	2	86
社 会 学	4	1	—	1	14	20	9	—	5	—	30	—	5	18	19	7	11	1	145
人 文 学	—	—	1	—	1	3	6	—	1	—	13	—	—	2	6	5	12	6	56
美 術	2	—	—	—	6	2	2	—	2	—	8	1	—	1	1	1	—	—	26
法 律	—	—	2	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	10
そ の 他	—	—	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	—	7
計	24	2	76	5	86	114	45	6	42	7	277	9	65	131	62	68	117	38	1,174

留学生

表 14 — Man-month. (M/M)
(1968)

オーストラリア	13,650.0
イギリス	8,608.0
カナダ	6,519.0
インド	1,268.0
日本	5,052.0
ニュージーランド	3,705.5
フィリピン	54.0
シンガポール	337.0
アメリカ	N.a
計	※

N.a 未提出

※ アメリカ未提出につき算出不能。

留 学 生

表 15 — 援助国・被援助国別留学生 Man-month

(1 9 6 8)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール
アフガニスタン	12.0	204.0	19.0	102.0	102.0	16.5	—	—
ブータン	—	—	—	—	—	27.0	—	—
ビルマ	291.0	774.0	105.0	—	165.0	—	18.0	—
カンボディア	28.0	48.0	45.0	—	18.0	23.5	—	—
セイロン	167.0	788.0	170.0	90.0	237.0	57.0	24.0	—
インド	47.0	996.0	42.0	—	97.0	—	—	—
インドネシア	2,023.0	108.0	56.0	24.0	482.0	141.0	—	—
イラン	—	—	—	—	222.0	—	—	—
韓国	113.6	192.0	26.0	—	654.0	2.0	—	—
ラオス	308.0	24.0	236.0	—	78.0	36.0	—	—
マレーシア	5,392.0	626.0	1,780.0	580.0	346.0	1,689.0	—	337.0
モルディブ	—	28.0	—	50.0	—	50.0	—	—
ネパール	60.0	726.0	11.0	518.0	111.0	72.0	—	—
パキスタン	637.0	2,234.0	479.0	—	444.0	34.0	—	—
フィリピン	137.0	508.0	176.0	50.0	210.0	—	—	—
シンガポール	1,340.0	566.0	859.0	—	270.0	442.5	—	—
タイ	1,679.0	762.0	435.0	54.0	1,055.0	293.0	—	—
グイエトナム	1,416.0	24.0	2,080.0	—	561.0	82.2.0	12.0	—
計	13,650.0	8,608.0	6,519.0	1,268.0	5,052.0	3,705.5	54.0	337.0

数字にはアメリカは含まれていない。

留 学 生

表16 — オーストラリア通信奨学生

(1958~1968)

被 援 助 国	1958-66	1967	1968
ブ ル ネ イ	13	—	—
ビ ル マ	360	—	—
セ イ ロ ン	618	—	—
イ ン ド	303	—	—
イ ン ド ネ シ ア	286	—	—
マ レ ー シ ア	2,217	200	133
シ ン ガ ポ ー ル	324	—	—
フ イ リ ピ ン	72	—	—
タ イ	81	—	—
計	4,274	200	133

域内研修

表 17 - 援助国・被援助国別域内研修員数
(1950~1968)

援助国 被援助国	ビ ル マ	セ イ ロ ン	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	韓 国	マ レ ー シ ア	パ キ ス タ ン	フ イ リ ピ ン	シ ン ガ ポ ー ル	タ イ	計
アフガニスタン	-	-	131	-	-	-	-	-	-	-	131
オーストラリア	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	7
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
ブルネイ	-	-	-	-	-	1	-	-	12	-	13
ビルマ	-	19	92	10	-	18	34	5	47	2	227
カンボディア	-	-	2	-	-	-	6	-	4	-	12
セイロン	-	-	467	3	-	5	15	7	53	-	550
インド	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	5
インドネシア	-	8	86	-	9	5	44	2	7	-	161
イラン	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	4
日本	-	-	10	-	-	-	3	-	-	-	13
韓国	1	-	38	-	-	-	7	-	7	-	53
ラオス	-	-	18	-	-	3	1	-	8	-	30
マレーシア	14	16	334	4	2	45	50	10	101	10	586
モルデイブ	-	-	27	-	-	-	4	-	-	-	31
ネパール	3	25	2,041	-	8	15	156	-	-	-	2,248
ニュージーランド	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
パキスタン	2	9	39	1	4	6	-	6	35	-	102
フィリピン	3	6	262	-	3	3	14	-	20	-	311
シンガポール	-	4	30	-	-	5	1	2	-	-	42
タイ	11	5	317	-	89	10	13	5	45	-	495
ヴェトナム	1	3	30	-	-	-	8	-	1	-	43
計	35	95	3,934	18	117	118	356	40	342	12	5,067

域内研修

表18— 域内諸国における第3国研修員

(1968)

研修国 被援助国	セイロン	インド	イラン	韓国	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	計	
										場所※	研修員
アフガニスタン	—	—	55	—	—	26	—	—	15	96	96
インド	—	—	—	—	—	—	10	2	10	22	18
インドネシア	—	—	—	—	2	—	9	—	20	31	27
韓国	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3
ラオス	—	—	—	—	—	—	14	—	384	398	398
ネパール	—	43	—	—	—	12	38	—	—	93	65
パキスタン	—	—	—	—	—	—	42	—	15	57	46
フィリピン	—	2	—	3	—	—	—	—	9	14	10
タイ	6	8	—	86	82	48	68	—	—	298	278
グイエトナム	—	—	—	—	4	—	63	—	12	79	79
計	6	53	55	89	88	86	244	2	468	1,091	1,020

※ 1国以上の研修は個々に数えている。

専 門 家

表 19 — 新規専門家国別派遣・受入数 (1950~1968)

A — 援助国 (派遣)

国	1950-66	1967	1968
オーストラリア	781	77	124
イギリス※	899	115	119
カナダ	535	48	44
セイロン	3	—	—
インド	1,012	73	233
インドネシア	1	—	—
日本	870	191	236
マレーシア	1	—	—
ニュージーランド	312	45	46
パキスタン	2	1	—
タイ	—	10	—
アメリカ	5,114	702	430
ヴェトナム	1	—	—
計	9,531	1,262	1,232

B — 被援助国 (受入)

国	1950-66	1967	1968
アフガニスタン	173	92	66
オーストラリア	1	—	—
ブータン	1	—	—
ブルネイ	1	—	—
ビルマ	140	20	15
カンボディア	297	35	18
セイロン	546	28	27
インド	961	145	101
インドネシア	674	69	69
イラン	—	19	30
韓国	156	62	44
ラオス	557	115	66
マレーシア	612	53	67
モルディブ	5	—	—
ネパール	1,134	88	221
パキスタン	996	63	54
フィリピン	305	47	41
シンガポール	213	28	25
タイ	1,060	321	309
アメリカ	1	—	—
ヴェトナム	1,662	55	71
メコン	34	—	—
その他	2	22	8
計	9,531	1,262	1,232

※数字は英国の植民地開発及び福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

専 門 家

表 2 0 — 業種別新規専門家数
(1950~1968)

業 種	1950-66	1967	1968
教 育	1,707	245	154
保 健	1,199	224	224
農 業 等	1,390	212	189
開 発 計 画	1,253	120	61
行 政			72
公共事業,電気通信	2,484	287	428
工 業 , 商 業	1,183	80	70
社 会 事 業	315	60	22
そ の 他	—	34	12
計	9,531	1,262	1,232

専 門 家

表 2 1 — 援助国・被援助国別専門家派遣・受入数

(1 9 6 8)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	アメリカ	計
アフガニスタン	—	4	—	14	12	—	36	66
ビルマ	1	6	—	—	8	—	—	15
カンボディア	8	—	—	—	10	—	—	18
セイロン	3	11	4	6	3	—	—	27
インド	2	17	1	—	—	—	81	101
インドネシア	19	—	—	—	33	1	16	69
イラン	—	—	—	—	16	—	14	30
韓国	1	—	2	—	16	1	24	44
ラオス	6	5	4	—	4	—	47	66
マレーシア	36	8	7	6	4	6	—	67
ネパール	1	5	—	206	3	—	6	221
パキスタン	4	8	1	—	9	—	32	54
フィリピン	1	2	—	—	13	3	22	41
シンガポール	11	6	2	1	3	2	—	25
タイ	29	12	9	—	89	18	152	309
ヴェトナム	2	27	14	—	13	15	N.a	71
その他	—	8	—	—	—	—	—	8
計	124	119	44	233	236	46	430	1,232

N. a 未提出

専 門 家

表22 — 援助国業種別専門家派遣数

(1968)

業 種	援 助 国								計
	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	アメリカ		
教 育	16	21	7	—	3	7	100	154	
保 健	2	42	15	—	114	15	36	224	
農 業 等	14	5	6	15	39	4	106	189	
開 発 計 画	5	12	—	—	12	—	32	61	
行 政	1	10	6	4	5	2	44	72	
公共事業, 電気通信	82	11	1	207	41	18	68	428	
工 業 , 商 業	4	10	9	5	22	—	20	70	
社 会 専 業	—	1	—	—	—	—	21	22	
そ の 他	—	7	—	2	—	—	3	12	
計	124	119	44	253	236	46	430	1,232	

専 門 家

表 2 3 一 被援助国業種別専門家受入数
(1968)

業 種	被援助国																	計
	アフガニスタン	ビルマ	カンボディア	セイロン	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ウイエトナム	その他	
教 育	11	2	2	1	39	—	—	—	20	12	2	6	3	10	43	3	—	154
保 健	9	9	4	1	7	16	9	2	8	3	2	10	19	—	64	61	—	224
農 業 等	26	—	2	3	41	7	3	10	26	4	3	18	9	3	34	—	—	189
開 発 計 画	1	1	1	1	6	10	—	7	—	3	1	4	7	1	12	4	2	61
行 政	5	1	—	10	—	—	10	7	2	2	1	2	3	4	23	2	—	72
公共事業,電気通信	12	1	9	6	1	25	2	8	2	32	208	5	—	3	114	—	—	428
工 業 , 商 業	2	1	—	3	7	8	3	9	1	11	2	8	—	4	10	1	—	70
社 会 事 業	—	—	—	—	—	3	—	1	7	—	2	1	—	—	8	—	—	22
そ の 他	—	—	—	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	1	—	6	12
計	66	15	18	27	101	69	30	44	66	67	221	54	41	25	309	71	8	1,232

専 門 家

表 2 4 — Man—month (M/M)
(1 9 6 8)

オーストラリア	1,371.5
イギリス	2,066.0
カナダ	1,129.0
インド	304.0
日本	1,676.5
ニュージーランド	812.0
アメリカ	N.a
計	※

N.a 未提出

※ アメリカ未提出につき算出不能。

専 門 家

表 2 5 — 援助国・被援助国別専門家 Man-month ※
(1 9 6 8)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド
アフガニスタン	—	92.0	—	134.0	53.5	—
ブータン	—	—	—	—	12.0	—
ビルマ	10.5	88.0	—	—	25.5	12.0
カンボディア	39.5	—	108.0	—	352.5	—
セイロン	18.5	143.0	105.0	25.0	48.5	—
インド	12.0	116.0	14.0	—	33.5	12.0
インドネシア	141.0	—	—	—	100.5	17.0
イラン	—	—	—	—	94.0	—
韓国	16.0	—	4.0	—	38.5	4.0
ラオス	60.5	197.0	100.0	—	52.0	12.0
マレーシア	421.0	395.0	382.0	144.0	61.0	141.5
ネパール	8.0	167.0	—	N.a	16.0	7.0
パキスタン	61.5	112.0	15.0	—	142.5	—
フィリピン	12.5	46.0	—	—	36.5	20.0
シンガポール	51.5	47.0	125.0	1.0	47.0	76.5
タイ	494.5	350.0	158.0	—	486.0	330.0
ヴェトナム	24.5	301.0	118.0	—	77.0	180.0
その他	—	12.0	—	—	—	—
計	1,371.5	2,066.0	1,129.0	304.0	1,676.5	812.0

※ 数字にはアメリカは含まれていない。

N.a 未提出

経 資

表26 援助国・被援助国検材経費
(1968)

1,000米ドル

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	日本	タイ	アメリカ	計
アフガニスタン	—	0.7	33.0	—	1,329.0	1,362.7
ブータン	—	0.2	5.8	—	—	6.0
ビルマ	205.4	33.6	131.4	—	—	370.4
カンボディア	0.1	—	91.0	—	—	90.9
セイロン	21.4	51.8	7.7	—	—	80.9
インド	94.5	162.0	57.2	—	119.0	432.7
インドネシア	157.3	—	255.4	—	—	412.7
イラン	—	—	114.2	—	—	114.2
韓国	171.5	—	237.7	—	1,769.7	2,178.9
ラオス	190.3	91.0	62.5	—	1,182.8	1,217.2
マレーシア	40.7	19.2	29.6	—	—	89.5
モルディブ	2.2	—	—	—	—	2.2
ネパール	0.2	4.6	12.0	—	155.0	171.8
パキスタン	62.7	184.2	129.0	—	709.5	1,085.4
フィリピン	53.7	27.6	130.0	—	—	211.3
シンガポール	77.1	85.9	138.9	—	—	301.9
タイ	82.1	213.4	622.6	—	3,312.9	3,404.7
ヴェトナム	114.8	276.8	218.0	11.1	—	620.7
域内国	207.9	2.6	—	—	—	210.5
計	1,481.9	1,153.6	2,276.0	11.1	4,903.9	5,396.1

経 費

表 27 — 援助国別技術協力経費・
(1968)

1,000米ドル

援助国	区 分	研 修 員	専 門 家	機 材	そ の 他	計
オーストラリア		4,423.6	1,086.7	1,481.7	—	6,992.0
イギリス		3,015.6	2,423.0	1,153.6	1,090.8	7,683.0
カナダ		3,241.8	1,899.7	—	—	5,141.5
セイロン		5.2	—	—	—	5.2
インド		495.5	108.0	—	—	603.5
日本		1,756.9	3,849.8	2,276.0	—	7,882.7
韓国		20.4	—	—	—	20.4
マレーシア		6.3	—	—	—	6.3
ニュージーランド		1,156.6	570.9	—	—	1,727.5
パキスタン		177.3	—	—	—	177.3
フィリピン		4.1	—	—	—	4.1
シンガポール		46.5	—	—	—	46.5
タイ		3.9	16.5	11.1	—	31.5
アメリカ		11,790.2	109,240.4	49,039.5	—	170,070.1
計		26,143.9	119,195.0	53,961.9	1,090.8	200,391.6

経 費

表 2 8 — 被援助国別技術協力経費
(1 9 6 8)

1,000米ドル

区 分 被援助国	研 修 員	専 門 家	機 材	そ の 他	計
アフガニスタン	1,302.8	7,739.6	1,362.7	0.3	10,405.4
ブ ー タ ン	15.8	15.9	6.0	—	37.7
ブルネイ	5.1	0.01	—	—	5.1
ビルマ	432.0	194.6	370.4	5.4	1,002.4
カンボディア	117.3	609.6	90.9	—	817.8
セイロン	655.8	495.5	80.9	34.0	1,266.2
インド	3,073.4	6,857.6	432.7	254.0	10,617.7
インドネシア	2,606.3	732.4	412.7	106.0	3,857.4
イ ラ ン	59.0	132.6	114.2	—	305.8
韓 国	1,008.3	4,199.1	2,178.9	—	7,386.3
ラ オ ス	674.8	3,818.1	1,217.21	1.0	1,666.60
マレーシア	2,856.9	1,973.6	89.5	72.8	4,992.8
モルディブ	45.9	—	2.2	—	48.1
ネパール	1,050.7	1,488.8	171.8	35.4	2,746.7
パキスタン	2,771.5	3,209.4	1,085.4	384.8	7,451.1
フィリピン	892.3	2,764.4	211.3	0.4	3,868.4
シンガポール	985.4	563.0	301.9	146.1	1,996.4
タ イ	3,671.8	17,666.9	3,404.71	27.6	55,413.4
ヴェトナム	3,473.7	6,691.63	620.7	17.0	7,102.77
域 内 国	445.1	182.4	210.5	6.0	479.2
計	26,143.9	119,195.0	53,961.9	1,090.8	200,391.6

経 費

表 2 9 — 援助国・被援助国別技術協力経費
(1968)

1,000米ドル

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	アメリカ	計
アフガニスタン	59.5	172.0	7.5	—	55.9	159.9	—	—	21.6	—	—	—	—	9,929.0	10,405.4
ブータン	—	0.2	—	—	—	28.0	—	—	7.9	—	—	1.6	—	—	37.7
ブルネイ	0.04	—	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.1
ビルマ	328.5	340.0	39.9	—	12.6	246.9	—	1.3	21.5	0.7	1.5	9.0	0.5	—	1,002.4
カンボディア	75.1	8.0	192.8	—	2.6	527.5	—	—	11.8	—	—	—	—	—	817.8
セイロン	178.5	576.0	251.6	—	75.2	150.6	—	1.1	21.0	1.9	0.9	9.4	—	—	1,266.2
インド	230.5	1,043.0	590.0	—	—	365.5	—	—	35.7	—	—	—	—	8,353.0	10,617.7
インドネシア	932.1	137.0	112.5	—	12.3	675.3	6.3	—	84.0	3.0	—	—	—	1,895.1	3,857.4
イラン	2.2	2.0	—	—	0.7	300.6	0.3	—	—	—	—	—	—	—	305.8
韓国	373.1	120.0	64.9	—	14.0	510.1	—	—	58.3	—	—	0.2	2.7	6,243.0	7,386.3
ラオス	349.5	364.0	222.2	—	18.1	393.1	—	1.2	20.3	—	—	—	16.5	1,528.1	1,666.0
マレーシア	1,734.0	899.0	1,214.1	0.1	108.3	467.1	—	—	549.2	3.7	—	16.6	0.7	—	4,992.8
モルディブ	24.2	6.0	10.4	—	0.7	—	—	—	6.8	—	—	—	—	—	48.1
ネパール	69.7	376.0	9.7	5.1	225.3	56.2	1.1	1.8	19.4	165.4	—	—	—	1,817.0	2,746.7
パキスタン	363.5	1,344.0	423.0	—	—	589.5	0.5	—	27.0	—	0.8	1.9	—	4,700.9	7,451.1
フィリピン	229.9	332.0	51.2	—	29.8	751.1	0.4	0.9	47.8	0.5	—	7.8	—	2,417.0	3,868.4
シンガポール	601.6	450.0	447.4	—	2.8	351.8	—	—	142.7	0.1	—	—	—	—	1,996.4
タイ	723.4	850.0	790.7	—	42.8	1,700.6	11.8	—	276.2	2.0	0.9	—	—	5,101.5	5,413.4
ヴェトナム	508.7	659.8	682.2	—	2.4	430.1	—	—	314.4	—	—	—	11.1	6,841.9	7,102.7
域内国	207.96	4.0	26.5	—	—	178.8	—	—	61.9	—	—	—	—	—	479.2
計	6,992.0	7,683.0	5,141.5	5.2	603.5	7,882.7	20.4	6.3	1,727.5	177.3	4.1	46.5	31.5	17,007.0	20,039.16

国連の専門家およびフェローシップ

表30 国連及び専門機関による南及び東南アジアに対する専門家及びフェローシップ

国	国連技術援助		国際労働機関		国連食糧農業機関		国連教育文化機関		国際民間航空機関		世界保健機関		国際電気通信連合		世界気象機関		国際原子力機関		万国郵便連合		国際復興開発銀行		政府間海事協議機関		国連工業開発機関		計	
	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ	専門家	フェローシップ
アフガニスタン	25	33	4	5	45	15	33	44	4	6	37	73	9	2	2	7	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3	163	188
ビルマ	34	28	3	15	11	3	4	8	—	3	11	64	—	5	—	3	3	9	—	—	—	—	—	2	1	9	67	149
カンボディア	20	6	11	7	21	—	10	8	2	5	21	11	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	87	38
セイロン	9	33	8	23	22	9	18	14	—	2	21	64	—	3	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	3	5	82	155
インド	44	79	24	38	84	73	108	107	—	5	77	260	3	4	—	1	3	24	1	—	—	—	—	—	2	23	346	614
インドネシア	12	70	9	24	17	22	9	29	1	14	15	136	—	17	1	14	2	15	—	6	—	—	—	—	7	16	73	363
イラン	26	41	22	20	86	35	34	10	2	5	15	71	1	2	2	6	5	5	—	—	—	—	—	—	23	19	216	214
日本	—	24	—	6	—	3	3	3	—	—	2	25	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	63
韓国	5	27	9	6	61	14	10	20	—	3	15	30	2	5	—	2	1	14	—	—	—	—	—	1	1	4	104	126
ラオス	11	23	5	2	3	1	3	2	—	6	22	3	—	2	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	46	43
マレーシア	8	37	9	39	24	13	7	13	—	3	34	32	1	2	1	1	—	—	—	1	27	—	1	—	5	6	117	147
モルディブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
ネパール	13	24	3	4	46	9	6	10	4	10	24	58	1	1	3	2	—	—	1	4	—	—	—	—	4	6	105	128
パキスタン	19	58	23	16	61	17	25	16	—	5	31	104	—	13	1	10	3	16	—	4	—	—	—	1	17	11	180	271
フィリピン	24	61	3	36	34	34	16	21	—	5	32	70	8	3	—	3	2	21	—	—	25	—	—	1	1	11	145	266
シンガポール	25	21	10	12	4	—	1	8	—	1	9	20	—	—	—	2	1	3	—	—	—	—	—	—	6	3	56	70
タイ	10	38	15	25	57	47	25	26	—	6	34	120	10	9	1	4	4	20	—	3	—	—	—	—	8	23	164	321
ヴェトナム	4	9	6	2	28	2	7	3	1	—	12	27	—	—	—	1	1	3	—	—	—	—	—	1	—	—	59	48
計	フェローシップ	612		280		297		342		79		1,174		69		62		131		19		—		6		139		3,210
	専門家	289		164		604		319		14		418		35		12		27		2		52		1		84		2,021

表 3 1 — 通貨交換比

国	米ドル換算	単 位
アフガニスタン	75.00	アフガニ
オーストラリア	.8928	オーストラリア ドル
ブータン	4.762	ルビ
イギリス	.4167	スターリング
ビルマ	4.762	チャット
カンボディア	35.00	リエル
カナダ	1.08	ドル
セイロン	5.95	ルビ
インド	7.50	ル
インドネシア	415.00	新ルピア
イラン	75.00	リアル
日本	360.00	円
韓国	281.00	ウォン
ラオス	240.00	キップ
マレーシア	3.03	マレーシア ドル
モルデイブ	4.762	ルビ
ネパール	10.12	ル
ニュージーランド	.8928	ドル
パキスタン	4.762	ルビ
フィリピン	3.86	ペソ
シンガポール	3.03	シンガポール ドル
タイ	20.70	バーツ
ヴェトナム	118.00	ピアスター

